



小さな自慢が  
山ほどあります！

# 小山市 読書活動 推進計画

【計画期間】

令和8(2026)年度

～

令和13(2031)年度



令和8(2026)年3月

小山市・小山市教育委員会

READING  
CIRCLE



## はじめに

「読書」とは、単に文字を追う行為ではなく、ページをめくるたびに広がる無限の世界への旅路であり、知識を深め、感性を育て、心を豊かにする貴い営みです。読書を通じて、人は他者の人生や感情、異なる文化や価値観を追体験し、理解を深めることができ、また本を手にとることで心を整え、自分自身と向き合い、自己を深めることができます。



市制100周年となる2054年の望ましい小山市の姿を描く「田園環境都市おやまビジョン」（令和7（2025）年3月策定）では、最上位目標として、全ての市民のウェルビーイングの実現を掲げました。

「ウェルビーイング」とは、身体的、精神的、社会的に良好で幸福な状態を保つことであり、子どもから大人まで誰もが手軽に取り組める文化活動である読書は、心の豊かさや社会とのつながりを育むかけがえのない活動といえます。

小山市では、平成18（2006）年3月に「小山市子ども読書活動推進計画」を策定して以来、20年間にわたり家庭や地域、学校等において読書の楽しみを子どもたちに伝える様々な取り組みを行ってまいりました。その間、コロナ禍やICTの発展によるインターネットやSNSの急速な普及で読書を取り巻く環境も大きく変化し、その影響は街の書店の減少や読書習慣の希薄化といった形で子どもだけでなく大人にも現れています。

このたび、誰もが生涯にわたって読書の恩恵を受け、心身ともに豊かに暮らすためには、社会全体で読書活動を支え、読書に親しむことができる環境づくりが必要であることから、子どもから大人まですべての世代が、障害の有無にかかわらず、生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくりを推進するため、「小山市読書活動推進計画」を策定いたします。本計画を推進することで、市民一人ひとりが読書を通じたウェルビーイングの輪を、家庭から地域、さらには社会全体へと広げてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様や関わってくださった皆さまに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。あわせて本計画が有意義に活用され、すべての市民の皆さまのより良い暮らしの一助となるようご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

小山市長

浅野正富

# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の対象	3
4 計画の位置付け	3
5 本計画における「読書」の定義	3
6 本計画で関連するSDGs	4
第2章 小山市における読書活動の現状・課題	5
1 小山市の概況	6
2 全国の読書をめぐる現状	9
■ 読書活動推進のための国の取組	10
3 小山市読書についてのアンケート調査結果	11
4 小山市子ども読書活動推進計画（第四期）の活動実績	26
（1）中央図書館の取組	26
（2）学校での取組	26
（3）幼稚園や認定こども園・保育園（所）等における取組	26
5 現状と課題	27
課題1 すべての人が読書に親しめる環境の整備	27
課題2 年齢や生活段階に応じた読書機会の充実	27
課題3 読書活動を支える地域連携と推進体制の強化	27
課題4 読書活動を担う人材の育成と地域での活躍支援	27
■ 読書活動推進の中心となる図書館の目指す姿	28
第3章 計画の理念・方針・体系と指標	29
1 基本理念	30
2 計画の目標	30
3 基本方針	31
基本方針1 誰もが読書を楽しめる環境づくり	31
基本方針2 ライフステージに応じた読書活動の推進	31
基本方針3 図書館を中心とした地域連携と協働	31
基本方針4 読書活動を推進する人材の育成と活躍の場の創出	31
4 計画の体系と指標	32

第4章 読書活動推進のための施策の展開 .....	33
1 施策・事業・取組一覧 .....	34
2 施策の展開 .....	35
基本方針1 誰もが読書を楽しめる環境づくり .....	35
(1) 図書館における読書環境の整備 .....	35
(2) 読書バリアフリーのための環境整備 .....	35
(3) 多言語での読書環境の整備 .....	36
基本方針2 ライフステージに応じた読書活動の推進 .....	37
(1) 乳幼児期における読書活動の推進 .....	37
(2) 小・中・義務教育学校における読書活動の推進 .....	38
(3) 青少年期における読書活動の推進 .....	39
(4) 成人期・高齢期における読書活動の推進 .....	39
基本方針3 図書館を中心とした地域連携と協働 .....	40
(1) 市民との連携・協働 .....	40
(2) 学校との連携 .....	40
(3) 市内企業・関係機関との連携 .....	41
(4) 他市町図書館・機関等との連携 .....	42
基本方針4 読書活動を推進する人材の育成と活躍の場の創出 .....	43
(1) 子ども同士の交流による読書活動の推進 .....	43
(2) 大人の人材育成と活躍の場の創出 .....	43
(3) 多世代交流による読書活動の推進 .....	44
第5章 計画の推進 .....	45
1 計画の推進体制と進行管理 .....	46
(1) 計画の推進体制 .....	46
(2) 計画の進行管理 .....	46
資料編 .....	47
1 策定の経過 .....	48
2 関係法令 .....	49
3 策定委員会設置規則 .....	54
4 小山市読書についてのアンケート結果一覧 .....	57
5 用語解説 .....	63

※ 本文中の※印の用語については、理解を助けるために「資料編」の用語解説に記載しています。



# 第1章 計画の概要



# 1 計画の趣旨

小山市では、平成18(2006)年3月に「小山市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが自主的に読書活動に取り組める環境づくりを進めてまいりました。令和3(2021)年3月には第四期計画を策定し、5年が経過しましたが、その間に新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、インターネットやSNS、電子書籍の普及など、読書を取り巻く環境は大きく様変わりしました。

近年では、若年層を中心に読書離れが進み、1か月に本を1冊も読まない「不読率」が高まっているとの調査結果も報告されています。一方で、図書館や地域の読書支援活動により、読書の新たな形や接点が模索されており、読書の価値を再認識する動きも見られます。

令和元(2019)年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、すべての人が等しく読書の恩恵を享受できる社会の実現が求められています。これを受けて、栃木県では令和6(2024)年3月に「栃木県読書活動推進計画」を策定し、県民全体を対象とした読書活動の推進に取り組んでいます。

こうした背景を踏まえ、小山市においても、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等にかかわらず、誰もが生涯にわたって読書に親しめる環境づくりを目指し、「小山市読書活動推進計画」(以下「本計画」)を策定します。本計画では、読書の意義を再確認し、地域全体で読書文化を育むための方針と具体的な施策を示します。

## 【これまでの小山市子ども読書活動推進計画】

計画年度	名称
平成18(2006)年度～平成22(2010)年度	小山市子ども読書活動推進計画
平成23(2011)年度～平成27(2015)年度	小山市子ども読書活動推進計画(第二期)
平成28(2016)年度～令和2(2020)年度	小山市子ども読書活動推進計画(第三期)
令和3(2021)年度～令和7(2025)年度	小山市子ども読書活動推進計画(第四期)

# 2 計画の期間

今後の計画において「栃木県読書活動推進計画」との整合性を図れるよう、期間は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年間とします。

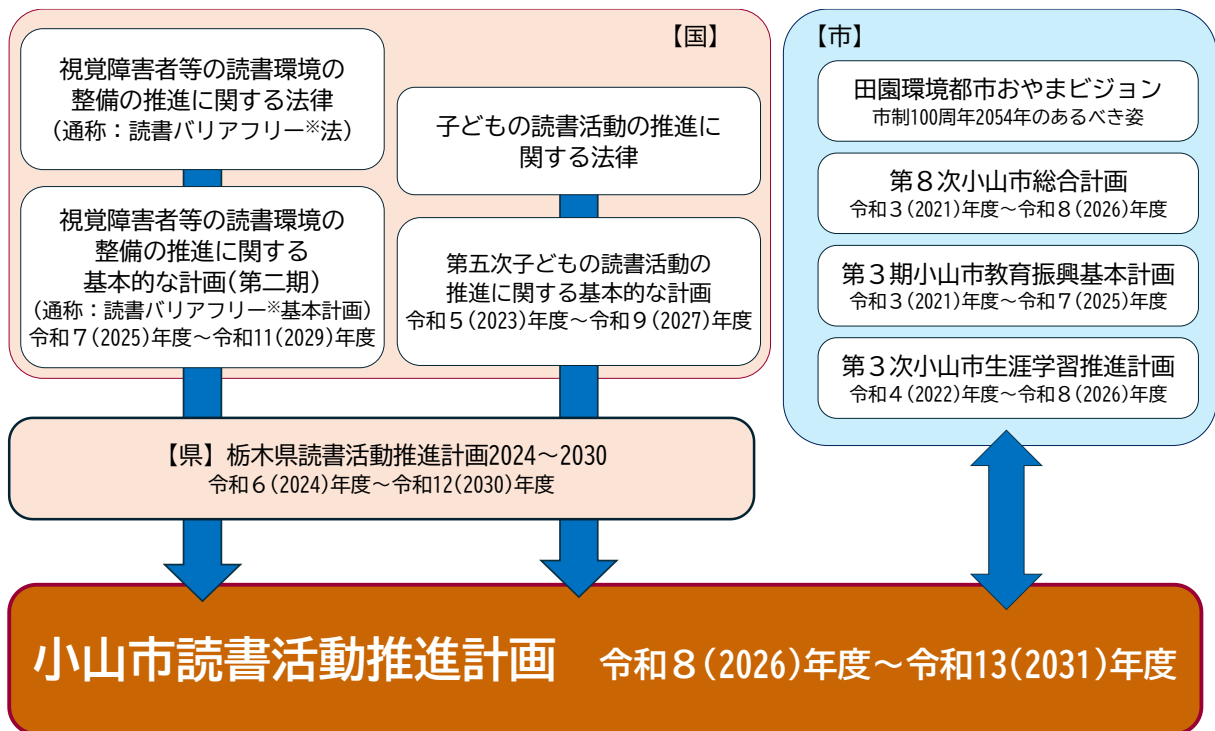
計画名	年度	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
【国】 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度		→					
【国】 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期) 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度		→					
【県】 栃木県読書活動推進計画 令和6(2024)年度～令和12(2030)年度		→					
【市】 小山市読書活動推進計画 令和8(2026)年～令和13(2031)年度		→					

### 3 計画の対象

本計画では、子どもから大人まですべての世代の市民、および計画に関わる教育・福祉関係者等、読書活動に関わる関係団体等を対象とします。

### 4 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項に基づいた第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)第7条に基づいた「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(第二期)、「栃木県読書活動推進計画2024~2030」および小山市における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ策定し、「田園環境都市おやまビジョン」、「小山市総合計画」、「小山市教育振興基本計画」および「小山市生涯学習推進計画」と連携および整合を図り、小山市の総合的な読書活動事業を推進するものです。



### 5 本計画における「読書」の定義

本計画における「読書」とは、単に書籍を読む行為にとどまらず、新聞や雑誌などの定期刊行物を読むこと、さらには調査や学習の目的で関連資料を参照することも含めた、広義の読書活動を指します。また、読書の媒体についても、紙に印刷された書籍や資料に限らず、近年普及が進んでいる電子書籍やデジタル資料、音声読み上げ機能を備えたアクセシブル<sup>※</sup>なコンテンツなども対象とします。

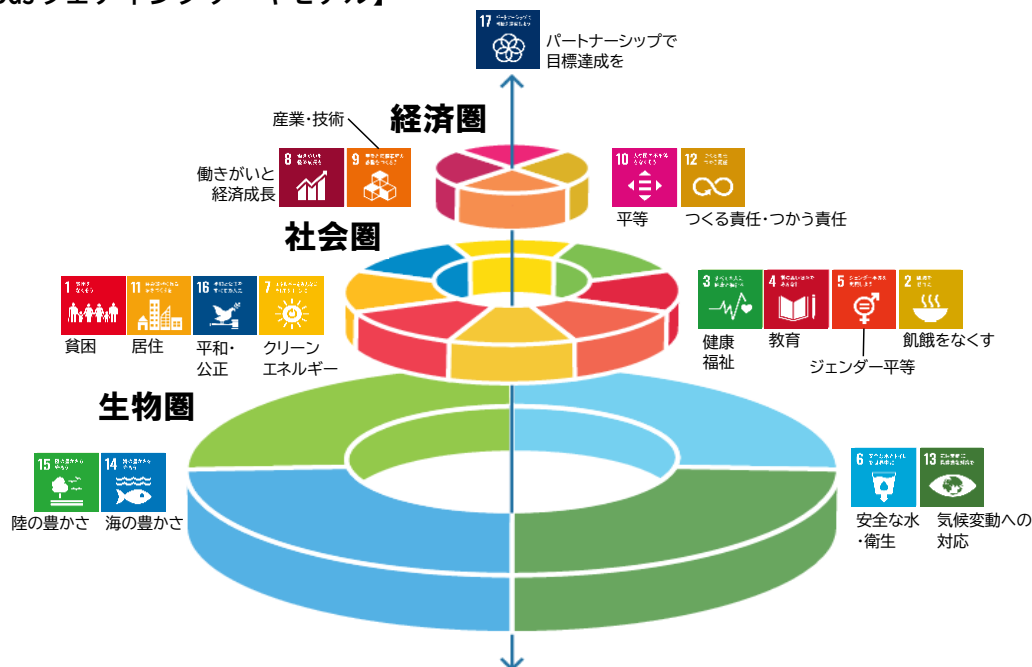
## 6 本計画で関連するSDGs

平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」は、社会・経済・環境面における2016年から2030年までの国際共通の目標です。国では地方自治体に、各種計画等の策定にあたって、SDGsの要素を最大限反映することとしています。小山市においてもSDGsの視点を重要とし、本計画における取組においてもその視点を関連付けて推進します。

### ～誰一人取り残さない小山市における読書活動～



### 【SDGsウェディングケーキモデル】



資料：「Johan Rockström and Pavan Sukhdev present new way of viewing the Sustainable Development Goals and how they are all linked to food.」をもとに作成。

No	目標	No	目標
1	貧困をなくそう	10	人や国の不平等をなくそう
2	飢餓をゼロに	11	住み続けられるまちづくりを
3	すべての人に健康と福祉を	12	つくる責任つかう責任
4	質の高い教育をみんなに	13	気候変動に具体的な対策を
5	ジェンダー平等を実現しよう	14	海の豊かさを守ろう
6	安全な水とトイレを世界中に	15	陸の豊かさも守ろう
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16	平和と公正をすべての人に
8	働きがいも経済成長も	17	パートナーシップで目標を達成しよう
9	産業と技術革新の基盤をつくろう		

## 第2章 小山市における読書活動の現状・課題

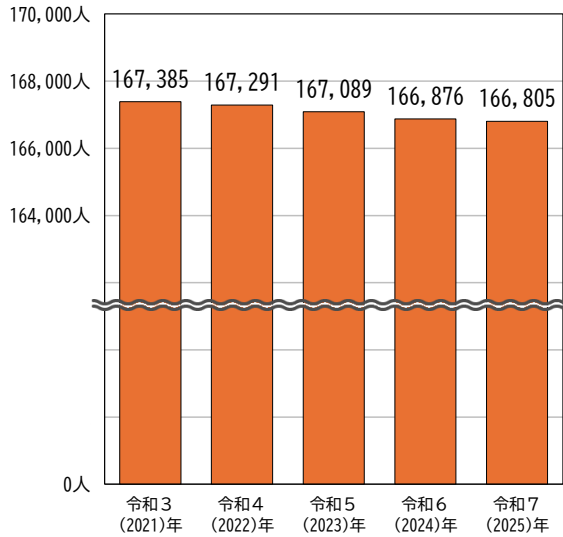


# 1 小山市の概況

## ■ 人口

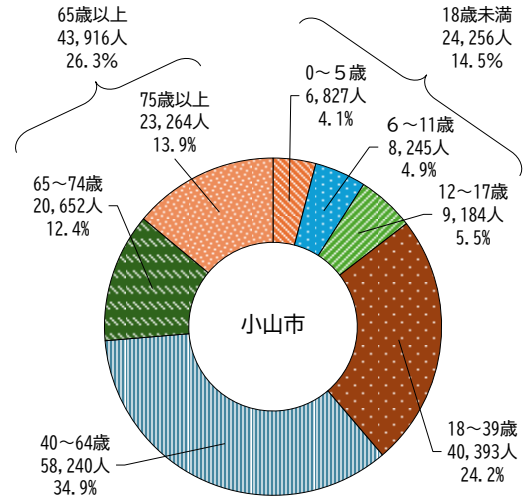
小山市の令和7(2025)年4月1日現在の人口は、166,805人となっており、令和3(2021)年から緩やかに減少しています。令和7(2025)年4月1日時点の年齢別人口割合をみると、18歳未満は14.5%、18～39歳は24.2%、40～64歳は34.9%、65歳以上は26.3%となっています。

【小山市の人口推移】



資料：小山市年齢別住民基本台帳人口  
(各年4月1日時点)

【小山市の年齢別人口】

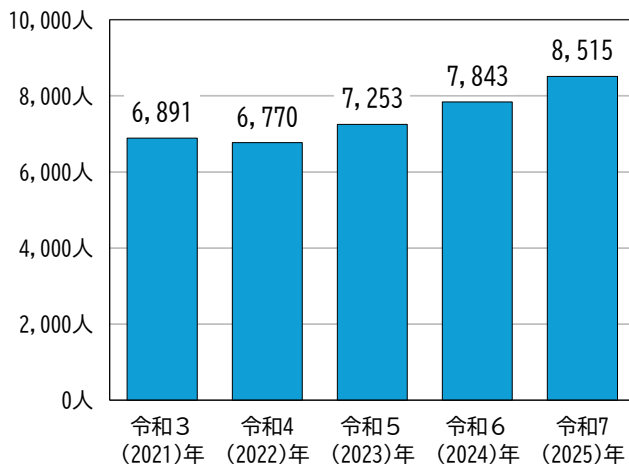


資料：小山市年齢別住民基本台帳人口  
(令和7(2025)年4月1日)

## ■ 外国籍住民人口

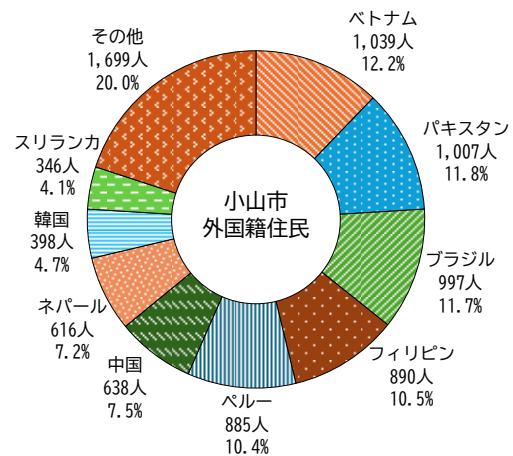
外国籍住民の人口は令和7(2025)年4月1日現在で8,515人となっており、令和3(2021)年から増加しています。国別で見ると、ベトナムが12.2%と最も多く、次いでパキスタンが11.8%、ブラジルが11.7%、フィリピンが10.5%、ペルーが10.4%と続きます。

【小山市の外国籍住民の人口推移】



資料：小山市年齢別住民基本台帳人口  
(各年4月1日時点)

【小山市の外国籍住民の国別人口割合】



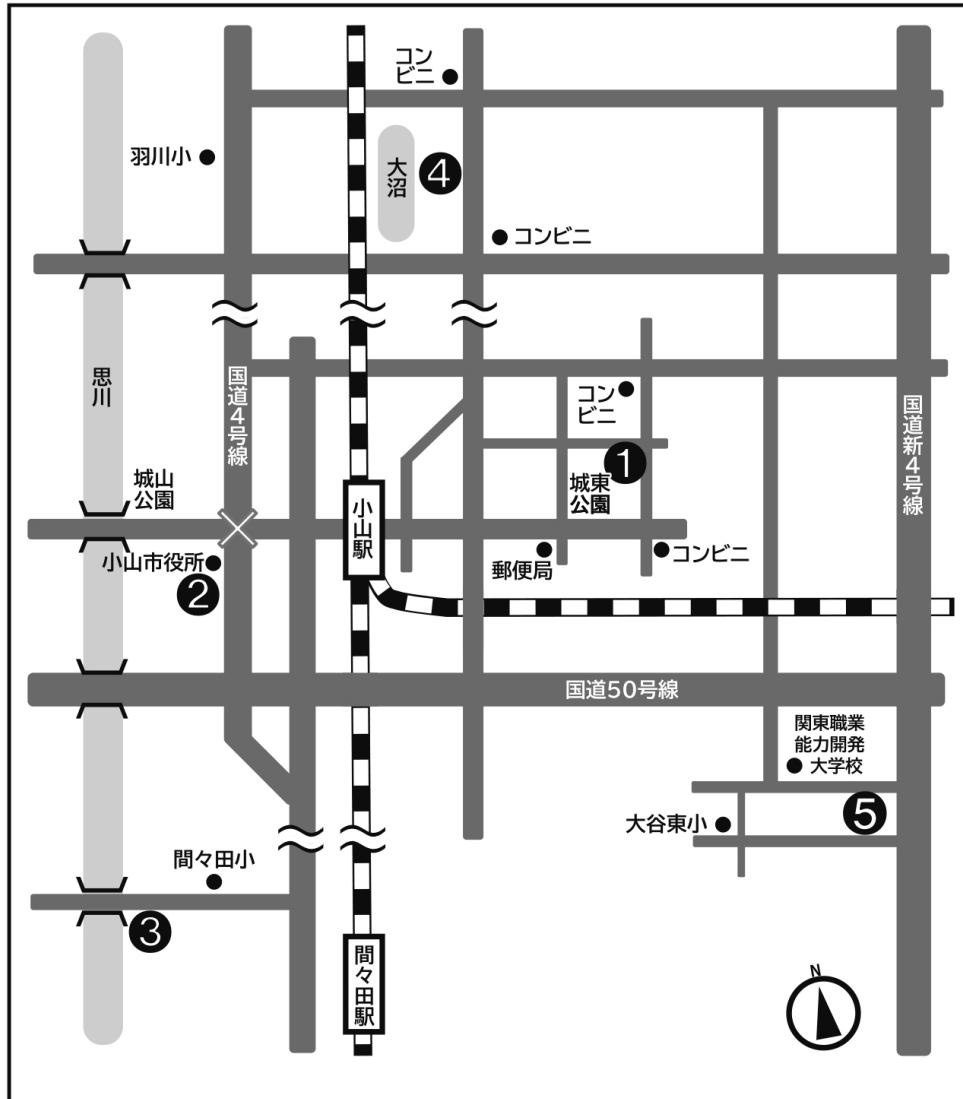
資料：小山市外国人国籍・地域別登録者数  
(令和7(2025)年4月1日)

6 ※人口について、市が策定する各種計画では国勢調査に基づく数値を用いていますが、本計画では外国人人口との対比を明確にするため、住民登録に基づく人口を表記しています。

## ■ 図書館の配置

小山市では、市民の多様な読書ニーズに応えるため、中央図書館を拠点として、小山分館、間々田分館、桑分館、大谷分館の4分館を設置しています。また絹・寒川・生井・中には公民館図書室、豊田・穂積公民館・城南市民交流センターには配本所、さらに移動図書館「せきれい」を加えたネットワークにより、市内全域に図書館サービスを提供しています。

### 【図書館配置図】



資料：令和7年度図書館要覧（小山市立中央図書館）

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>① 中央図書館</b><br/>小山市城東1-19-40</p>                    | <p><b>② 中央図書館小山分館</b><br/>小山市中央町1-1-1<br/>小山市中央市民会館2階</p>   | <p><b>③ 中央図書館間々田分館</b><br/>小山市間々田1960-1<br/>小山市間々田市民交流センター内</p> |
| <p><b>④ 中央図書館桑分館</b><br/>小山市羽川858-1<br/>小山市桑市民交流センター内</p> | <p><b>⑤ 中央図書館大谷分館</b><br/>小山市横倉499-6<br/>小山市大谷市民交流センター内</p> |   |

## ■ 図書数の推移

小山市の図書館では、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度にかけて蔵書冊数は増加しており、令和6(2024)年度には約59万冊に達しています。除籍冊数※は年度によって変動があり、令和6(2024)年度は約5,800冊となっています。また、開架冊数※はほぼ横ばいで推移しており、蔵書の充実と利用環境の整備を両立させながら、市民の読書活動を継続的に支援しています。

### 【図書数の推移】

(全館合計)

(単位：冊)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
蔵書冊数	563,829	564,142	573,303	587,904	593,590
受入冊数	9,946	10,439	11,665	18,337	11,462
除籍冊数※	10,080	9,999	2,436	3,746	5,795
開架冊数※	285,578	286,209	287,167	287,920	297,402

※ 紙芝居は児童書として蔵書に含める

資料：令和7年度図書館要覧（小山市立中央図書館）

## ■ 図書館の利用

令和6(2024)年度の資料貸出数は、中央図書館の個人貸出約37万冊を中心に個人・団体合わせて約60万冊となっています。また、個人利用者数は約16万3千人となっています。

図書館利用の推移をみると、個人登録者は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度にかけて減少しています。個人貸出数は、令和5(2023)年度が約62万点まで増加しましたが、令和6(2024)年度は約58万点となっています。

### 【貸出数】 令和6(2024)年度

	中央	小山	間々田	桑	大谷	移動	公民館 図書室	配本所	合計	
開館日・巡回数	260	274	276	276	254	189				
個人	貸出数(冊)	367,898	44,256	65,980	36,476	27,973	15,371	1,627	20,605	580,186
	利用者数(人)	97,352	13,888	19,478	11,159	7,240	5,259	529	8,036	162,941
団体	貸出数(冊)	7,892	709	3,187	639	1,305	7,727	10	72	21,541
	利用者数(団体)	942	69	312	58	35	197	3	18	1,684

※広域利用者は個人に含める

※貸出数には図書以外の資料を含める

資料：令和7年度図書館要覧（小山市立中央図書館）

### 【図書館利用の推移】

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
個人登録者数(人)	59,747	58,636	57,157	55,613	54,763
(うち広域)	(1,930)	(1,888)	(2,044)	(2,025)	(1,994)
新規登録者(人)	2,110	2,369	2,633	2,418	2,617
(うち広域)	(88)	(119)	(162)	(116)	(114)
人口に対する登録率(%)	33.3	32.9	32.1	31.3	30.9
個人貸出数(点)	513,633	566,628	581,770	619,307	580,186
延利用者数(人)	140,630	157,379	160,657	171,853	162,941

資料：令和7年度図書館要覧（小山市立中央図書館）

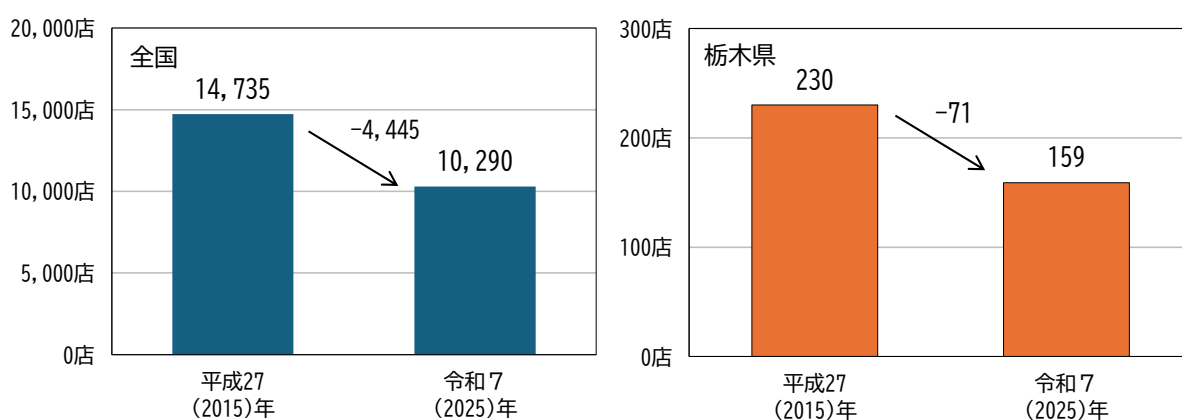
## 2 全国の読書をめぐる現状

### ■ 全国・栃木県の書店の現状

全国の書店数は、年々減少しています。平成27(2015)年では14,735店あったのが、10年後の令和7(2025)年では10,290店と約3割減少しています。栃木県の書店数の推移をみると、平成27(2015)年では230店だったのが、10年後の令和7(2025)年では159店と、同様に約3割減少しています。

また、小山市内の書店数は、平成27(2015)年では17店ありましたが、令和7(2025)年では8店と、半数以下に減少しました。(タウンページ調べ)

#### 【全国および栃木県の書店数】 各年6月時点



資料：一般社団法人日本出版インフラセンター 書店マスタ管理センター「店舗数推移」をもとに作成

全国の出版物販売金額をみると、紙と電子の出版物合わせて1兆6,000億円前後を推移しています。電子の出版物については、令和元(2019)年の3,072億円から令和6(2024)年で5,660億円と大きく増加しており、電子の出版物での読書が増えていることがうかがえます。

#### 【出版物販売金額の状況】

(億円、%)

年		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5(2023)年	令和6(2024)年	占有率
		(2019)年	(2020)年	(2021)年	(2022)年	前年比	前年比	
紙	書籍	6,723	6,661	6,804	6,497	6,194	95.3	37.8
	雑誌	5,637	5,576	5,276	4,795	4,418	92.1	26.2
	紙合計	12,360	12,237	12,080	11,292	10,612	94.0	64.0
電子	電子コミック	2,593	3,420	4,114	4,479	4,830	107.8	32.6
	電子書籍	349	401	449	446	440	98.7	2.9
	電子雑誌	130	110	99	88	81	92.0	0.5
	電子合計	3,072	3,931	4,662	5,013	5,351	106.7	36.0
紙+電子	紙+電子合計	15,432	16,168	16,742	16,305	15,963	97.9	100.0

資料：公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所「季刊 出版指標 2025年冬号」より作成

## ■ 読書活動推進のための国の取組

---

近年、読書習慣の希薄化や地域の書店の減少など、読書環境をめぐる課題が顕在化しています。こうした状況を踏まえ、国においては、経済産業省の「書店活性化プラン」や文部科学省による「読書のまちづくり推進事業」など、多様な施策を展開し、読書活動を地域全体で支える仕組みづくりを進めています。これらの取組は、読書を文化資源として位置づけ、教育や地域振興と結びつけることを目的としており、自治体や学校、図書館、地域団体が連携しながら、誰もが読書に親しめる社会の実現を目指しています。

### 経済産業省「書店活性化プラン」

---

経済産業省が令和7(2025)年6月に公表した「書店活性化プラン」は、全国で減少が続く街の書店を文化創造の基盤として重要視し、その存続と活性化を目指す包括的な政策です。背景には、無書店自治体の増加や読書人口の減少があり、地域の教育・文化環境への影響が懸念されています。プランでは、①読書人口の減少と書店の魅力向上、②地域連携の不足、③業界慣行の課題、④経営効率化・省力化、⑤新規開店・キャッシュレス決済の5つを主要課題として整理しました。具体的には、小規模事業者持続化補助金やIT導入補助金などの支援制度の活用、返品抑制のための研究会開催、まちづくりファンドによる店舗改装支援などが盛り込まれています。また、書店経営者向けに支援施策をまとめたガイドも更新され、利用可能な制度が整理されています。これにより、書店を地域の文化拠点として持続可能な形で再生し、読書文化の基盤を強化することを目指しています。

### 文部科学省「図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業」

---

文部科学省「読書のまちづくり推進事業」は、図書館や学校図書館を核に、地域の書店や団体、行政など多様な主体が連携し、読書活動を通じて地域文化やまちづくりを進めるモデル事業です。背景には、読書習慣の定着や地域の活性化を図る必要性があり、子どもから大人まで幅広い世代が本に親しめる環境づくりを目指しています。具体的には、読書へのアクセス確保、多言語対応やバリアフリー化、読書を子育て支援や健康づくりと結びつける取り組み、人材育成や司書<sup>※</sup>・絵本専門士<sup>※</sup>の活躍支援などが含まれます。令和6(2024)年度補正予算で新規事業として計上され、令和7(2025)年度には滋賀県教育委員会や愛知県瀬戸市など8団体が採択されました。読書を地域の文化資源として活用し、まちづくりに結びつけることを目的とした国の試行的取り組みであり、成果を全国に広げることが期待されています。

### 3 小山市読書についてのアンケート調査結果

#### ■ 調査の目的

小山市読書活動推進計画策定にあたり、小山子ども読書活動推進計画（第一期～第四期）でのアンケート調査結果と比較し、また新たに計画の対象となるすべての世代の読書傾向を知り、計画策定の一助とするために実施する。

#### ■ 調査対象

- ① 小山市内の小学校・義務教育学校2年生、5年生、中学校2年生・義務教育学校8年生（対象者4,115人）
- ② 小山市内の8か所の認定こども園、保育所（第四期でのアンケート実施施設）に通う乳幼児の保護者（対象者約1,100人）  
認定とまとこども園・認定間々田こども園・認定おおやこども園・  
認定こども園のぶしま幼稚園・認定こども園小山幼稚園・認定こども園みのり幼稚園・  
認定こども園静林幼稚園・やはた保育所
- ③ 小山市在住の16歳以上の市民（対象者1,000人を抽出）
- ④ 図書館利用者 ほか（約1,000人）

#### ■ 調査方法

- ① 市内すべての小・中・義務教育学校に依頼し、該当する学年の児童生徒にウェブ回答を依頼。
- ② 対象の認定こども園および保育所あてに保護者向けのアンケートのご案内を送付し、ウェブ回答を依頼。
- ③ 無作為に抽出した16歳以上の小山市民1,000人にアンケート用紙を郵送。回答は返信用封筒にて図書館に返送または、ウェブ回答。
- ④ 主に図書館利用者に向けてアンケート用紙の配布やホームページでアンケートを依頼。また、国際協力団体や、福祉関係団体にも協力を依頼。

#### ■ 調査期間

令和7(2025)年8月26日～令和7(2025)年9月15日

#### ■ 回答状況

	調 査	配布数	回収数	回収率
①	小学校・義務教育学校2年生	1,328件	1,159件	87.3%
	小学校・義務教育学校5年生	1,384件	1,155件	83.5%
	中学校2年生・義務教育学校8年生	1,403件	637件	45.4%
②	未就学児の保護者	1,100件	109件	9.9%
③	16歳以上の市民	1,000件	282件	28.2%
④	図書館利用者等	1,000件	813件	81.3%

## ■ 主なアンケート結果（抜粋）

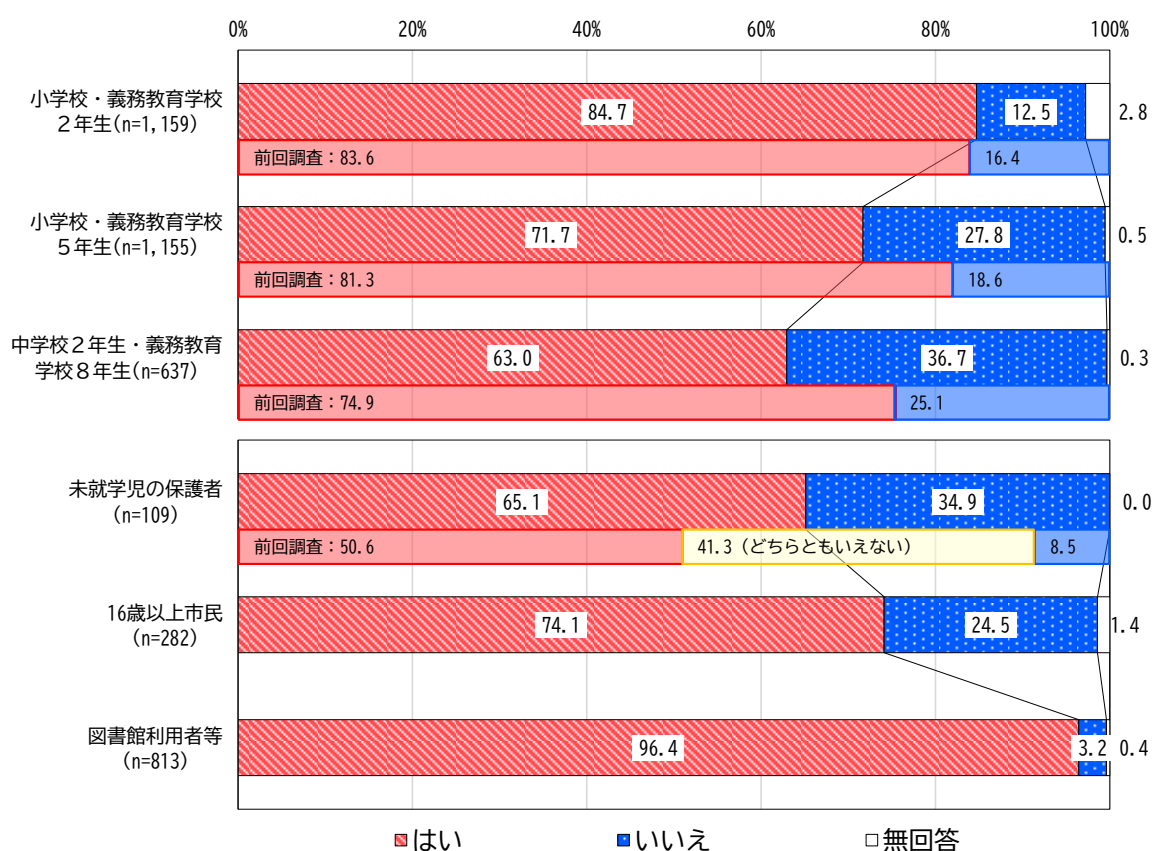
※本書では調査対象との比較ができるよう、質問文章や回答選択肢の表記を統一しています。

※「n」は回答数を表しています。

※令和2(2020)年度に児童・生徒、未就学児の保護者への調査を実施しており、前回調査の結果を記載しています。

※アンケート調査結果一覧を資料編に掲載しています。

### (1) あなたは本が好きですか

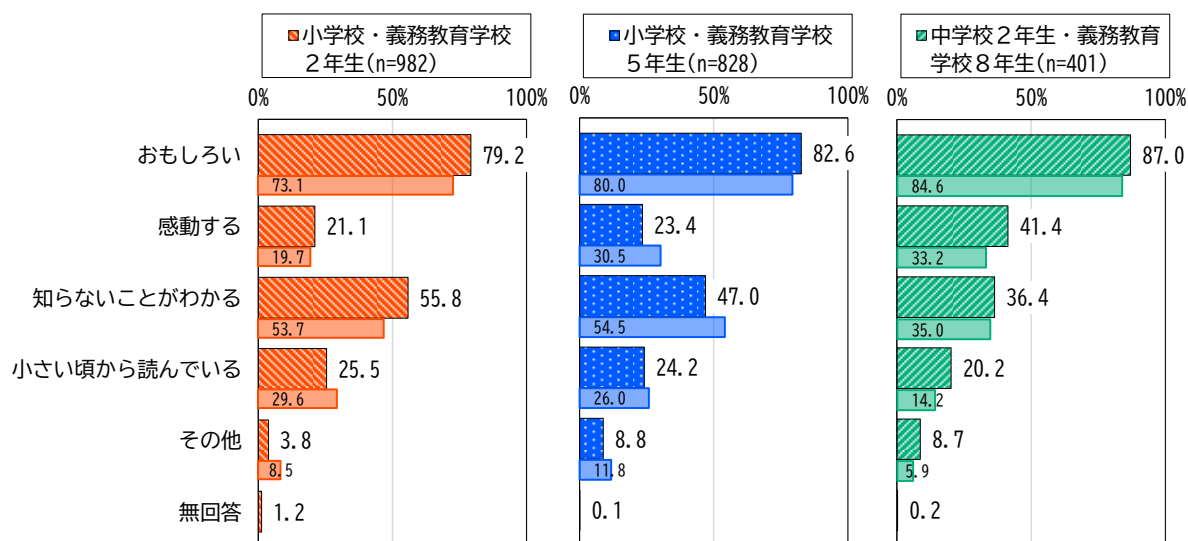


※下部の値は前回調査結果

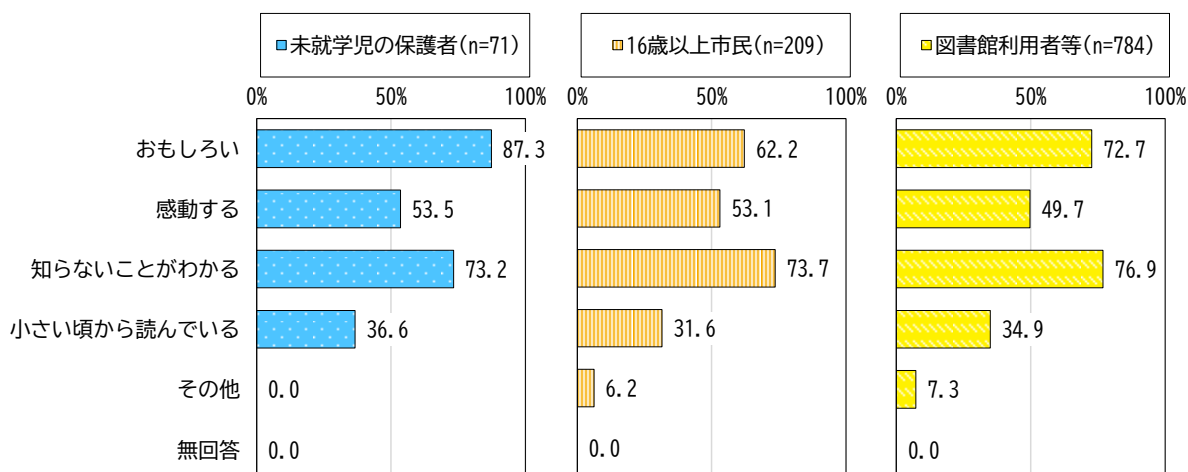
児童生徒において、小学校・義務教育学校2年生では「はい」の割合が84.7%となっていますが、学年が上がるほど低くなっており、中学校2年生・義務教育学校8年生では63.0%となっています。前回調査と比べると、「はい」の割合は、小学校・義務教育学校2年生は増加していますが、小学校・義務教育学校5年生と中学校2年生・義務教育学校8年生では減少しています。

大人では、「はい」の割合は、未就学児の保護者は65.1%、16歳以上市民は74.1%、図書館利用者等は96.4%となっています。

## (2) 本が好きな理由は何ですか（複数回答）



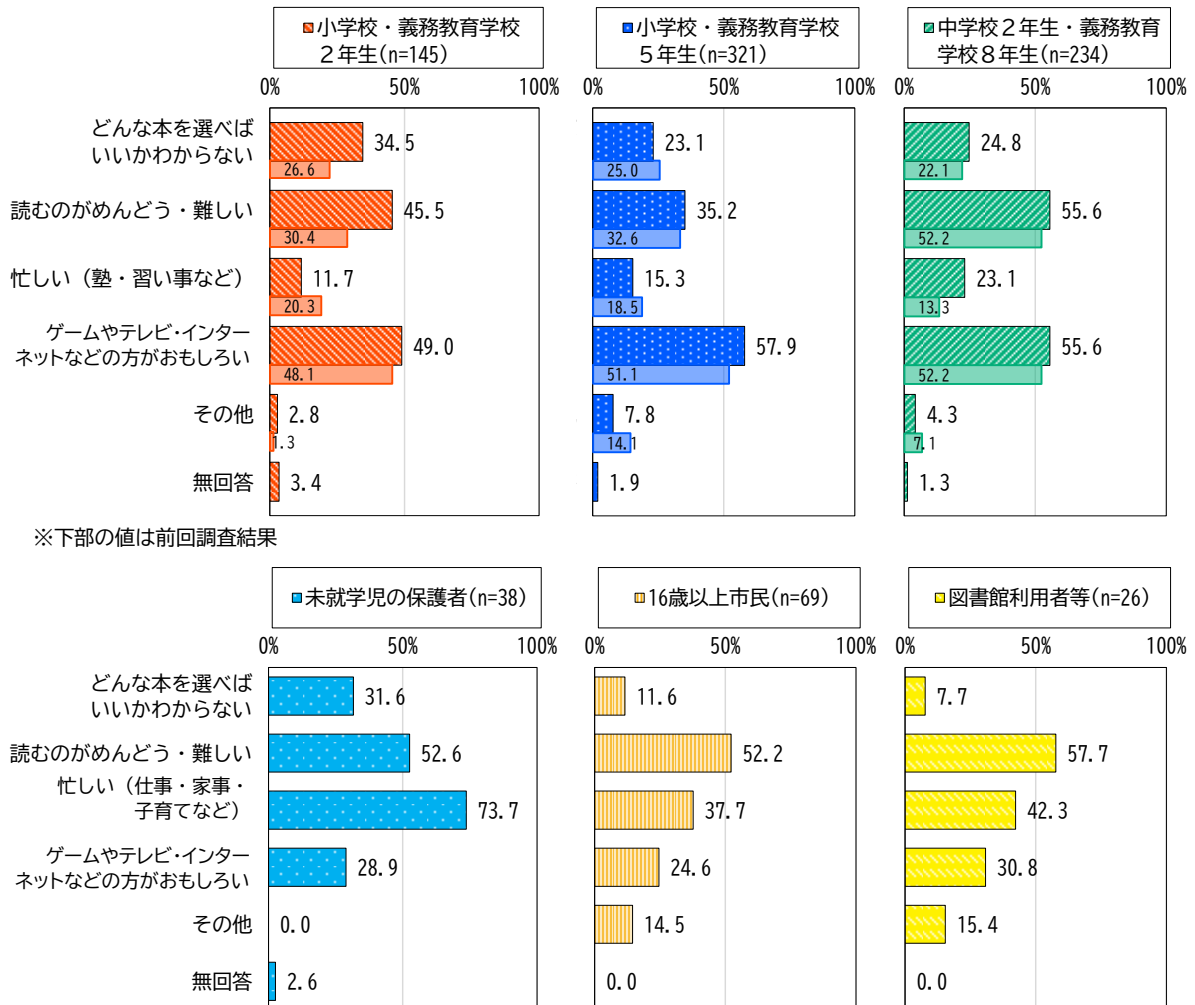
※下部の値は前回調査結果



「本が好き」と回答した方で、その理由を聞いたところ、児童生徒では「おもしろい」の割合が最も高くなっています。前回調査と比べても大きな差はありません。「感動する」と「知らないことがわかる」の割合は、学年が上がるほど「感動する」の割合が増え、「知らないことがわかる」が減っています。

大人では、未就学児の保護者は「おもしろい」の割合が最も高く、8割以上となっています。16歳以上の市民、図書館利用者等は「知らないことがわかる」の割合が最も高く、7割台となっています。

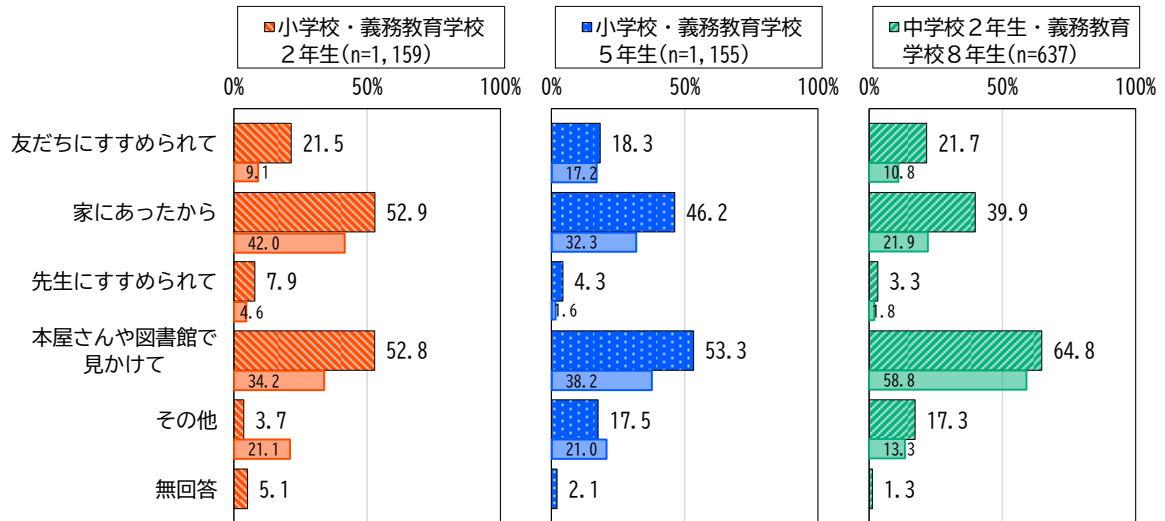
### (3) 本が好きではない理由は何ですか（複数回答）



「本が好きではない」と回答した方で、その理由を聞いたところ、児童生徒では「ゲームやテレビ・インターネットなどの方がおもしろい」の割合が最も高くなっています。前回調査と比べても大きな差はありません。中学校2年生・義務教育学校8年生では、「読むのがめんどろ・難しい」の割合も高くなっています。

大人では、未就学児の保護者は「忙しい（仕事・家事・子育てなど）」の割合が最も高く、7割以上となっています。16歳以上の市民、図書館利用者等は「読むのがめんどろ・難しい」の割合が最も高くなっています。

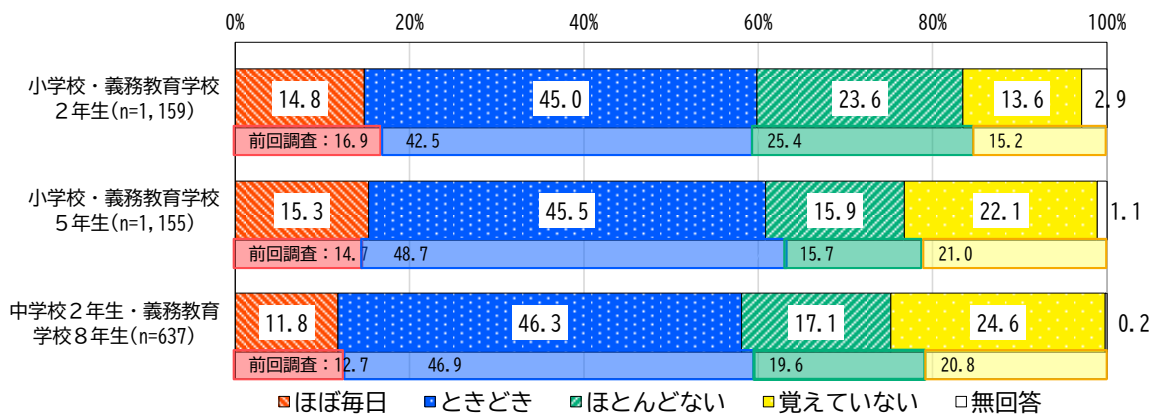
(4) あなたはどんなきっかけで本を読みますか (小学校・中学校・義務教育学校)  
(複数回答)



※下部の値は前回調査結果

本を読むきっかけとして、小学校・義務教育学校2年生では「家にあったから」の割合が最も高く、次いで「本屋さんや図書館で見かけて」がほぼ同率で高くなっています。小学校・義務教育学校5年生と中学校2年生・義務教育学校8年生では「本屋さんや図書館で見かけて」が最も高くなっています。学年が上がるほど、「家にあったから」の割合が減り、「本屋さんや図書館で見かけて」が増えています。

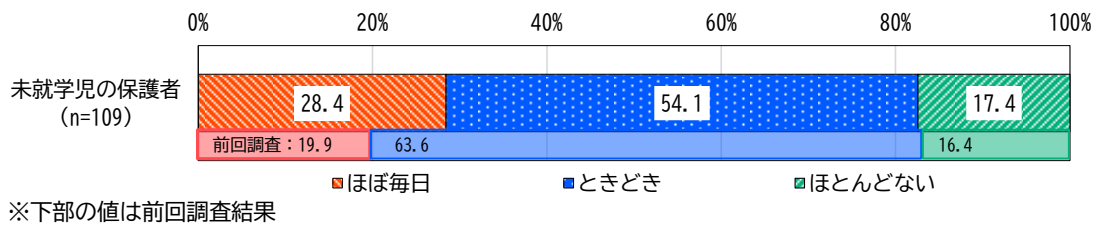
(5) 小学校に入学する前、家の人に読んでもらいましたか (小学校・中学校・義務教育学校)



※下部の値は前回調査結果

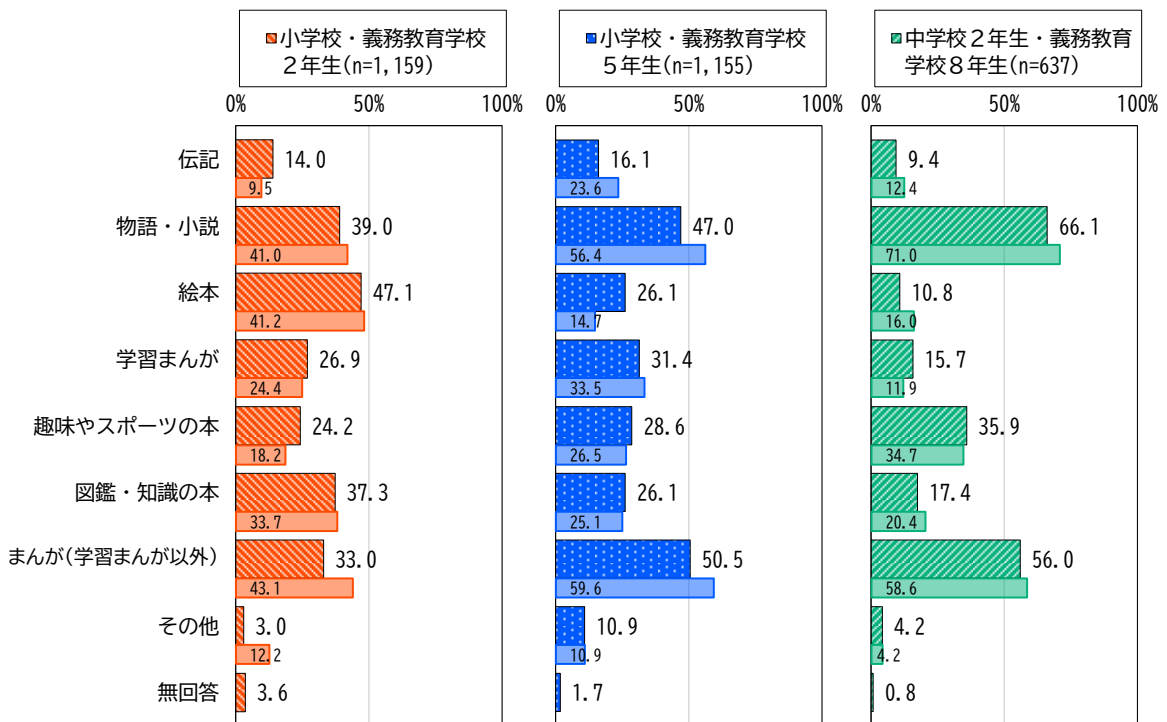
小学校入学前に、家の人に読んでもらったことがあるかについて、児童生徒では「ときどき」の割合が最も高くなっています。「ほぼ毎日」と「ときどき」を合わせた『本を読んでもらった』の割合はどの学年でも6割前後となっています。

(6) お子さんに読み聞かせをしていますか (未就学児の保護者)



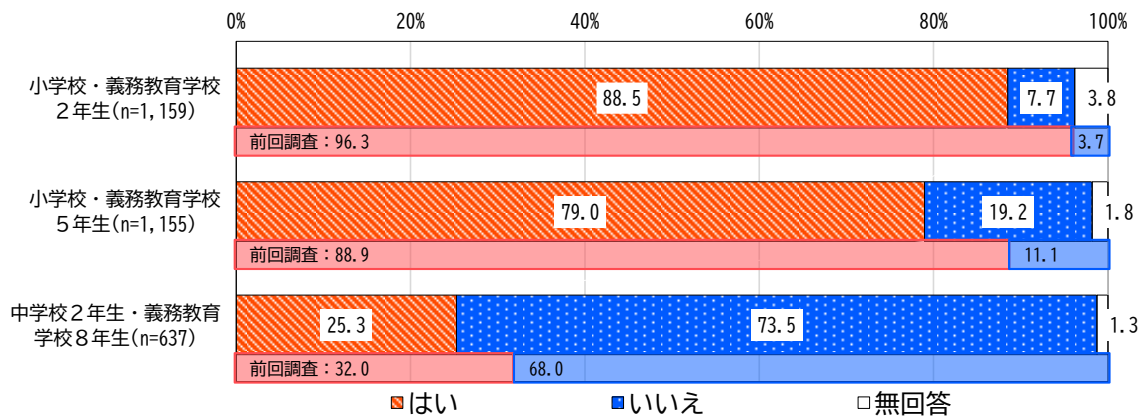
未就学児への読み聞かせについて、「ほぼ毎日」の割合が28.4%、「ときどき」が54.1%、「ほとんどしない」が17.4%となっています。「ほぼ毎日」と「ときどき」をあわせた『読み聞かせをしている』割合は82.5%となっています。

(7) どんな本が好きですか (小学校・中学校・義務教育学校) (複数回答)



好きなジャンルの本について、小学校・義務教育学校2年生では、「絵本」の割合が47.1%、小学校・義務教育学校5年生では、「まんが(学習まんが以外)」の割合が50.5%、中学校2年生・義務教育学校8年生では「物語・小説」の割合が66.1%と最も高くなっています。

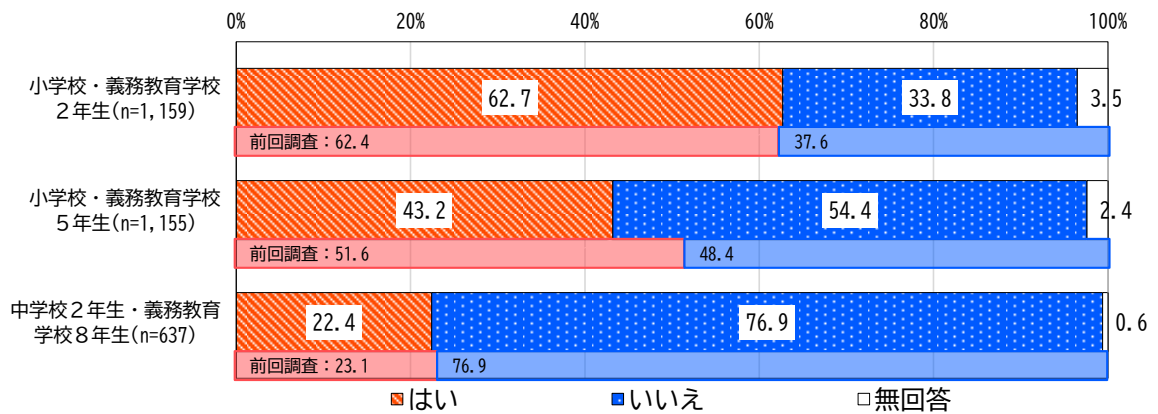
(8) あなたは学校図書館で本を借りますか (小学校・中学校・義務教育学校)



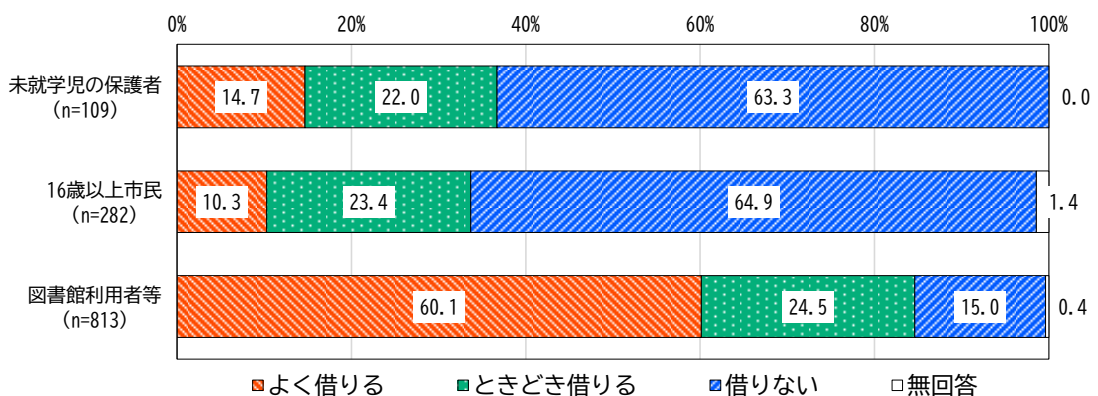
※下部の値は前回調査結果

「はい」の割合が小学校・義務教育学校2年生では88.5%、小学校・義務教育学校5年生では79.0%と半数を超えて高くなっていますが、中学校2年生・義務教育学校8年生では25.3%と約4人に1人の割合と低くなっており、学年が上がるほど減っています。

(9) あなたは市内の図書館で本を借りますか



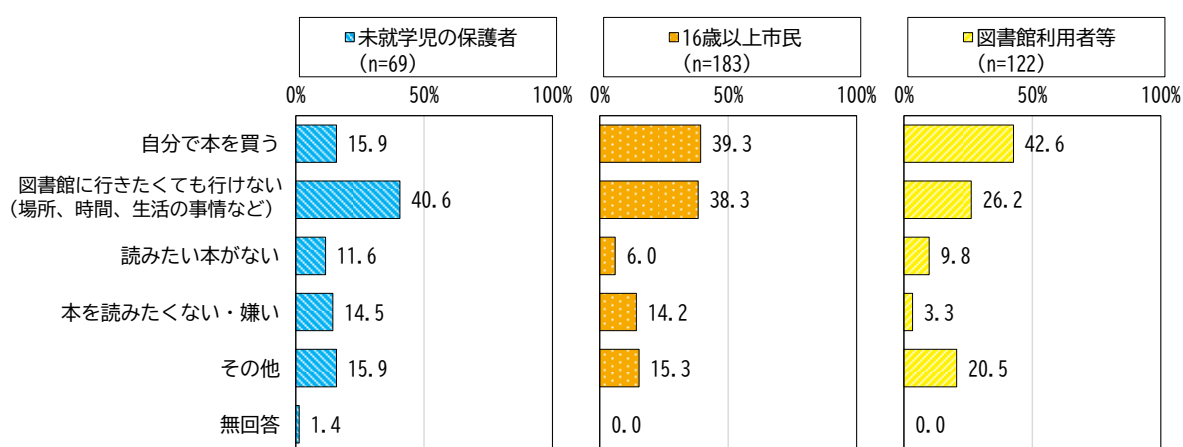
※下部の値は前回調査結果



児童生徒では、「はい」の割合が、小学校・義務教育学校2年生では62.7%、小学校・義務教育学校5年生では43.2%、中学校2年生・義務教育学校8年生では22.4%と、学年が上がるほど「はい」の割合が低くなっています。

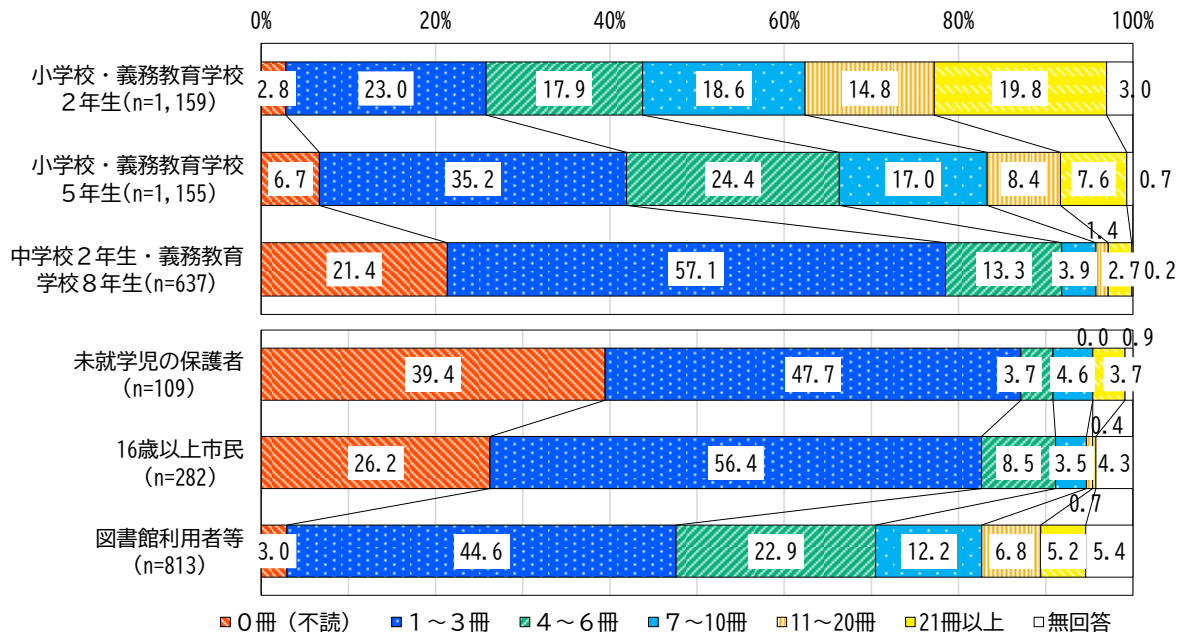
大人では、「よく借りる」と「ときどき借りる」を合わせた『借りる』の割合が、未就学児の保護者では36.7%、16歳以上市民では33.7%、図書館利用者等では84.6%となっています。「借りない」16歳以上市民の割合が64.9%と他の対象と比べて最も高くなっています。

(10) 図書館で本を借りない理由 (未就学児童の保護者・16歳以上市民・図書館利用者等)  
(複数回答)



市内の図書館で本を「借りない」と回答した方に、その理由を聞いたところ、未就学児の保護者では「図書館に行きたくても行けない（場所、時間、生活の事情など）」の割合が40.6%と最も高くなっています。16歳以上市民と図書館利用者等では「自分で本を買う」の割合が最も高く、「図書館に行きたくても行けない（場所、時間、生活の事情など）」の割合も高くなっています。

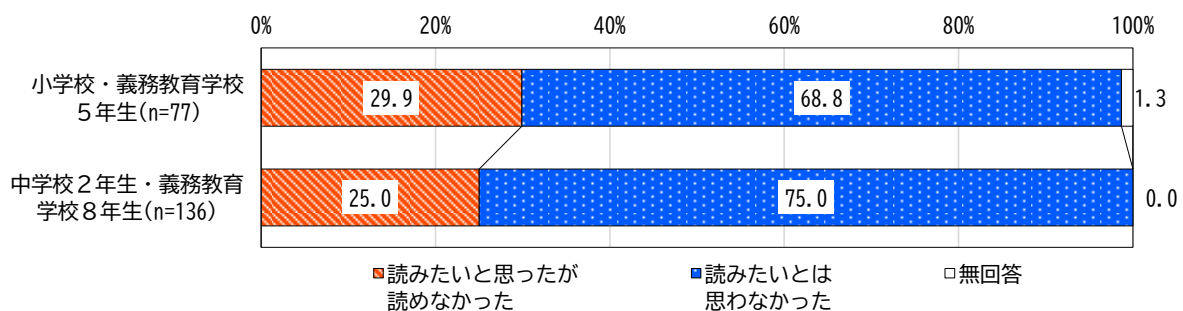
(11) あなたは1か月にどのくらい本を読みますか (電子書籍含む)



すべての対象で、「1～3冊」の割合が最も高くなっています。小学校・義務教育学校2年生と5年生、図書館利用者等では、4冊以上の割合が半数を超え他の対象と比べて高くなっています。一方、「0冊」の割合（不読率）は、児童生徒では学年が上がるほど増えています。また、大人では、未就学児の保護者が39.4%、16歳以上の市民が26.2%と図書館利用者等と比べて高くなっています。

不読率とは、一定期間（通常は1か月間）に本を1冊も読まなかった人の割合を示す指標です。不読率が高いほど「読書習慣が定着していない人が多い」ことを意味し、逆に低いほど「読書が生活に根付いている」ことを示します。

(12) 「0冊（不読）」と答えた人に聞きます。その理由は何ですか (小学校・中学校・義務教育学校)



※小学校・義務教育学校2年生にはこの質問をしていません。

### 【読みたいと思ったが読めなかった理由】（複数回答）

	小学校・義務教育学校5年生 (n=23)	中学校2年生・義務教育学校8年生 (n=34)
読みたい本がなかった	39.1%	44.1%
本が高くて買えなかった	13.0%	17.6%
学校の図書館が閉まっていた	0.0%	2.9%
小山市の図書館が近くにない	8.7%	2.9%
勉強・塾・習い事で時間がなかった	39.1%	41.2%
部活動で時間がなかった	4.3%	38.2%
友達と過ごしたり話したりして時間がなかった	17.4%	26.5%
テレビやゲーム・インターネットなどで時間がなかった	21.7%	38.2%
何を讀んだらいいかわからなかった	26.1%	11.8%
その他	8.7%	8.8%
無回答	4.3%	0.0%

### 【読みたいとは思わなかった理由】（複数回答）

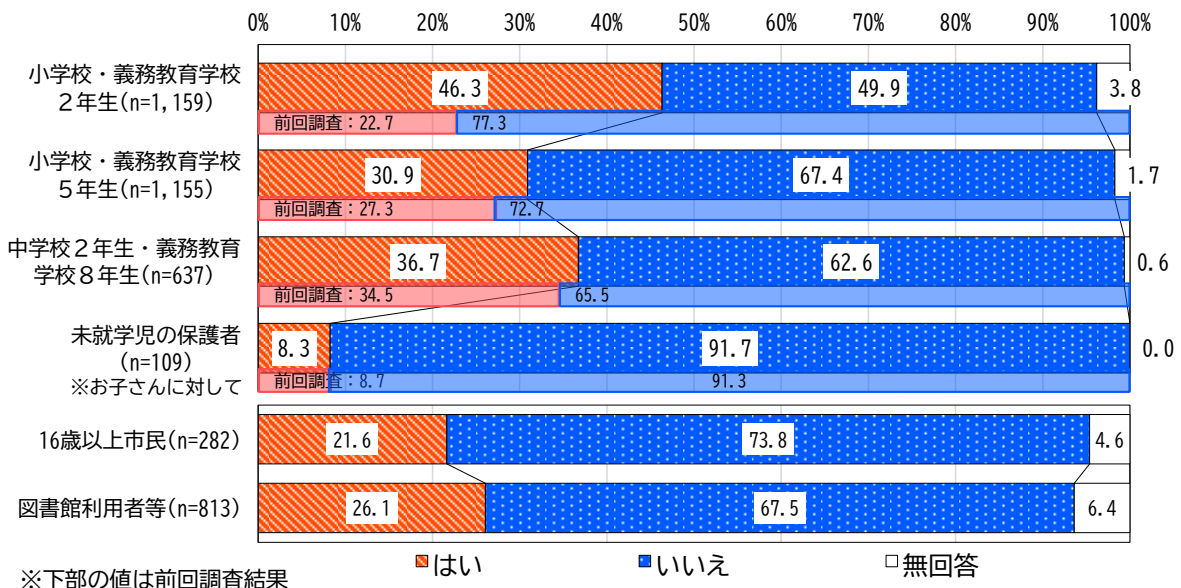
	小学校・義務教育学校5年生 (n=53)	中学校2年生・義務教育学校8年生 (n=102)
本を読むのが嫌い	34.0%	33.3%
普段から読まない	56.6%	72.5%
読まなくても困らない	17.0%	26.5%
勉強・塾・習い事の方が大切だ	9.4%	21.6%
部活動の方がおもしろい	3.8%	36.3%
友達と過ごしたり話したりする方が楽しい	28.3%	48.0%
テレビやゲーム・インターネットなどの方がおもしろい	50.9%	60.8%
本を読むのが面倒だ	20.8%	43.1%
その他	3.8%	6.9%
無回答	5.7%	2.9%

「0冊（不読）」と回答した方にその理由を聞いたところ、小学校・義務教育学校5年生では、「読みたいと思ったが読めなかった」が29.9%、「読みたいとは思わなかった」が68.8%となっています。中学校2年生・義務教育学校8年生では、「読みたいと思ったが読めなかった」が25.0%、「読みたいとは思わなかった」が75.0%となっています。

また、それぞれの理由の詳細として、読みたいと思ったが読めなかった理由については、小学校・義務教育学校5年生では「読みたい本がなかった」と「勉強・塾・習い事で時間がなかった」が同率で39.1%と最も高くなっています。中学校2年生・義務教育学校8年生では「読みたい本がなかった」が44.1%と最も高く、次いで「勉強・塾・習い事で時間がなかった」、「部活動で時間がなかった」と「テレビやゲーム・インターネットなどで時間がなかった」が続きます。

読みたいとは思わなかった理由では、小学校・義務教育学校5年生、中学校2年生・義務教育学校8年生ともに「普段から読まない」が最も高くなっています。中学校2年生・義務教育学校8年生のほうが、小学校・義務教育学校5年生よりも割合が上回っている項目が多くなっています。

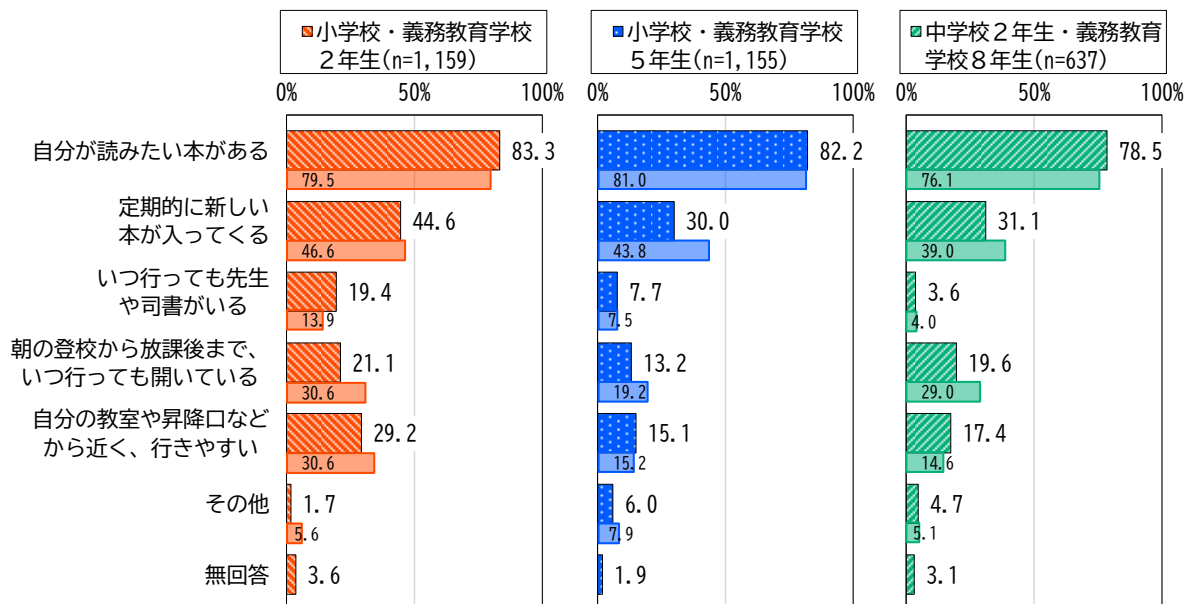
(13) あなたは電子書籍を読みますか



「はい」の割合が、小学校・義務教育学校2年生では46.3%、小学校・義務教育学校5年生では30.9%、中学校2年生・義務教育学校8年生が36.7%と、児童生徒の中で、小学校・義務教育学校2年生が最も高くなっています。未就学児の保護者では、お子さんの電子書籍の利用は8.3%と1割以下となっています。

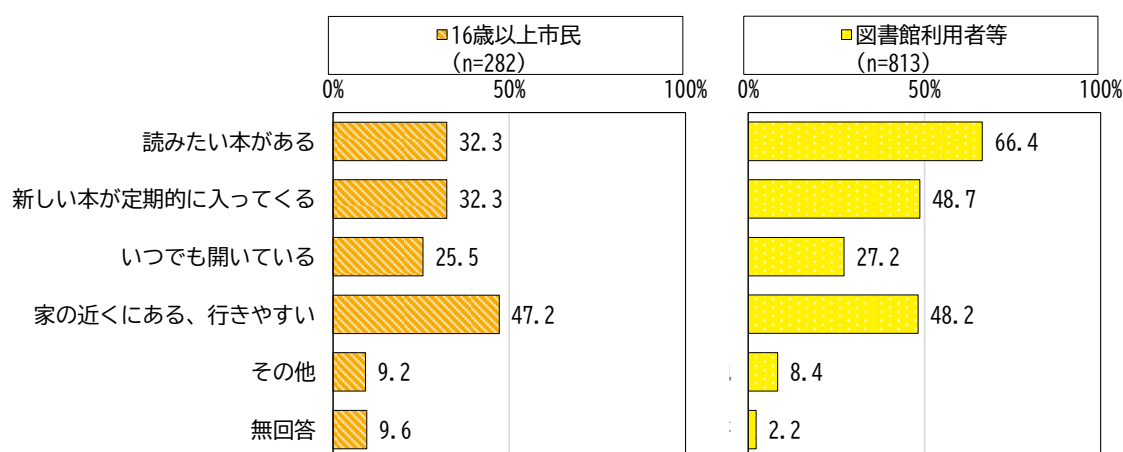
大人では、16歳以上市民は21.6%、図書館利用者は26.1%と2割台になっています。

(14) 学校図書館に望むことは何ですか（小学校・中学校・義務教育学校）（複数回答）



どの学年も「自分が読みたい本がある」の割合がもっとも高く、8割前後となっており、前回調査を大きな差はありません。次いで、「定期的に新しい本が入ってくる」が小学校・義務教育学校2年生では44.6%、小学校・義務教育学校5年生では30.0%、中学校2年生・義務教育学校8年生では31.1%となっていますが、前回調査よりも低くなっています。

(15) 図書館に望むことは何ですか（16歳以上市民・図書館利用者等）（複数回答）



16歳以上市民では「家の近くにある、行きやすい」が47.2%と最も高く、次いで「読みたい本がある」と「新しい本が定期的に入ってくる」が同率で32.3%、「いつでも開いている」が25.5%と続きます。図書館利用者等では「読みたい本がある」が66.4%と最も高く、次いで「新しい本が定期的に入ってくる」が48.7%、「家の近くにある、行きやすい」が48.2%と続きます。

(16) 読書について自由に書いてください。（未就学児の保護者、16歳以上市民・図書館利用者等）

【未就学児の保護者】

子どもの読書に関する声

- ・ 絵本が好きで、園から借りて読む習慣がある
- ・ 読み聞かせよりも、自分で絵を読み取ることが好む傾向
- ・ 年長になると自分で読むようになった
- ・ 図鑑や「ウォーリーをさがせ」などを喜んで借りている
- ・ ひらがなへの興味や読書習慣の定着を期待する

保護者自身の読書に関する声

- ・ 子育て中は読書時間が取りづらく、集中できない
- ・ 図書館の返却期限がプレッシャーになる
- ・ 心理系・児童心理学・発達障害関連の本に助けられている
- ・ 読書が心の栄養になると感じている
- ・ 活字離れを懸念し、親自身が読書を楽しみたいという意識

## 図書館への要望・提案

- ・電子書籍の貸し出しがあると便利（暗闇でも読める、返却不要）
- ・絵本読み聞かせ会や「図書館デビューツアー」のような企画があると利用しやすい
- ・情報発信（イベント・読み聞かせ会など）の機会を増やしてほしい
- ・子どもが本を壊す不安から利用を控えている家庭もある
- ・古本市の開催希望

## 【16歳以上市民】

### 読書への思い・習慣

- ・読書は知識や感受性を育てる
- ・世界が広がる
- ・人生の道標になる
- ・読書は好きだが、老眼や疲れで読みにくくなった
- ・眠くなる
- ・集中力が続かない
- ・子どもや孫に絵本を読んであげるのが楽しみ
- ・読書習慣が減ったが、きっかけがあれば再開したい

### 図書館への要望・評価

- ・図書館はありがたい存在
- ・職員の対応が丁寧
- ・展示があると借りたくなる
- ・駐車場が狭い
- ・返却ポストを近所に設置してほしい
- ・夜間や平日遅くまで開館してほしい
- ・カフェ併設など居心地の良い空間に
- ・図書館は本だけでなく、人が集まる場になってほしい
- ・本の検索や分類がわかりづらい
- ・新刊情報が欲しい

### 読書環境に関する声

- ・紙の本が好きだが、場所をとる
- ・電子書籍は便利だが目が疲れる
- ・文字が小さいと読む気が失せる
- ・大きな文字の本が増えると助かる
- ・本の価格が高くて新刊が買えない
- ・図書館で充実させてほしい

### 子育て・教育との関わり

- ・子どもに本を好きになってほしい
- ・年齢に合った本の選び方が難しい
- ・絵本の読み聞かせや紙芝居の思い出
- ・子どもエリアの使いやすさに差がある
- ・読書は子どもの感受性や思考力を育てる

## 【図書館利用者等】

### 読書への思い・習慣

- ・読書は心の栄養
- ・人生を豊かにする

- ・ 世界が広がる
- ・ 知らない世界に没頭できる
- ・ 感動や知識が得られる
- ・ 読書は人生のオアシス
- ・ 本は心の友
- ・ 読書は生きがい
- ・ 読書を通じて人間的に成長できる
- ・ 子どもにも読書の楽しさを伝えたい

#### 図書館への要望・評価

- ・ 職員の対応が親切
- ・ 展示や雰囲気が良い
- ・ 分館が便利
- ・ 返却ポストの設置希望
- ・ 駐車場が狭い
- ・ 夜間利用やカフェ併設希望
- ・ 人気本の予約待ちが長い
- ・ 新刊やジャンルの充実を望む
- ・ 電子書籍の拡充希望
- ・ 図書館は親子の交流の場
- ・ 児童書の充実や子どもエリアの改善を望む

#### 子育て・教育との関わり

- ・ 絵本の読み聞かせが習慣
- ・ 子どもが本好きに育った
- ・ 読み聞かせで語彙力や感受性が育つ

#### 読書の悩み・環境

- ・ 老眼や視力低下で読みにくい
- ・ 大活字本ありがたい
- ・ 読書時間が取れない
- ・ 集中力が続かない
- ・ 読書よりスマホに時間を使ってしまう
- ・ 本の検索や選び方が難しい
- ・ ジャンルの幅を広げたい

#### 外国籍住民の声

- ・ 読書は大切。知らないことを知ることができる
- ・ 日本語（特に漢字）の読み書きをもっと勉強したい
- ・ 日本に来て1～2年目。図書館を通じて学びを深めたい

#### 障がいのある方の声

- ・ 視力の問題で読みにくい。大活字本や音声図書が必要
- ・ 朗読ボランティアが来てくれると嬉しい
- ・ 音声読みの質に違和感があることも
- ・ CDでのデージー図書※を増やしてほしい
- ・ 借りる期間を1か月に延ばしてほしい
- ・ 公共図書館と情報センターの連携を強化してほしい
- ・ 視覚障害のある方等向けサービスを一般にもわかりやすく案内してほしい

## ■ アンケート結果まとめ

対象	アンケート結果まとめ
小学校・義務教育 学校2年生	本が「好き」と答えた児童は84.7%と高く、「おもしろい」「知らないことがわかる」などが主な理由でした。本を読むきっかけとして「家にあっただから」と答える割合が52.9%と最も高く、家庭環境の影響が大きいことがうかがえます。学校図書館の利用率は88.5%と高水準です。1か月あたりの読書量も他の世代と比べて多くなっています。
小学校・義務教育 学校5年生	本が「好き」と答えた割合は71.7%で、学年が上がるにつれてやや低下傾向にあります。「まんが」や「物語・小説」が人気で、学校図書館の利用率は79.0%でした。一方で市立図書館の利用率は43.2%と低く、図書館へのアクセスや関心の維持が課題です。
中学校2年生・義務 教育学校8年生	本が「好き」と答えた生徒は63.0%、「好きではない」と答えた生徒が36.7%と、学年が上がるにつれ読書離れが進んでいます。1か月に本を1冊も読まない不読率も21.4%と高くなり、「読みたいとは思わなかった」と回答する主な理由として「普段から読まない」「テレビやゲーム・インターネットなどの方がおもしろい」を挙げる割合が高くなっています。読書習慣を継続させるための取組が求められます。
未就学児の保護者	本が「好き」と答えた保護者は65.1%でした。子どもへの読み聞かせの実施率は82.5%と高くなっています。一方で不読率が39.4%と今回の調査対象のなかでは最も高く、図書館を利用しない割合も6割を超えています。図書館で本を借りない理由として、「図書館に行きたくても行けない（場所、時間、生活の事情など）」を挙げる人が多く、読書をしたくても余裕がない子育て世代のニーズに寄り添う取組が求められます。
16歳以上の市民	本が「好き」と答えた割合は74.1%でした。1か月間の読書量は「1～3冊」が最多で、電子書籍を利用する人は21.6%にとどまります。図書館を利用しない人も64.9%と多く、その理由として「自分で本を買う」「図書館に行きたくてもいけない（場所、時間、生活の事情など）」を挙げる割合が高くなっています。利用しやすい図書館や電子図書館サービスをPRすることで、図書館利用や読書習慣の維持につなげることが期待できます。
図書館利用者	本が「好き」と答えた割合は96.4%と非常に高く、月に4冊以上読む人の割合は47.1%にのぼり、読書習慣が根付いていることがうかがえます。図書館に望むこととして「読みたい本がある」「新しい本が定期的に入ってくる」「家の近くにある、行きやすい」を挙げる人が多く、資料の充実やアクセスのしやすさが重要視されているほか、自由意見では返却ポストや駐車場、カフェ等の設備面、開館時間や貸出冊数、電子図書館等のサービス面など、様々な要望が挙がりました。

## 4 小山市子ども読書活動推進計画（第四期）の活動実績

### （1）中央図書館の取組

#### ◆電算システム入替による利用者向けウェブサービスの拡大

新規パスワード登録、いつもの予約設定、シリーズ予約、予約繰下期間設定、「今度読みたい本」編集、読書記録、本のリクエスト申込み、スマートフォンでの利用者カードのバーコード表示、音声コンテンツ「オーディオブック※」の導入など、利用者が便利に使えるウェブサービスを増やしました。

#### ◆中央図書館大谷分館の開館

令和6（2024）年5月に大谷市民交流センター内に蔵書数約10,000冊の大谷分館が開館しました。

#### ◆小山市電子図書館の運用

令和6（2024）年9月に、スマートフォンやタブレット端末、パソコンで、電子書籍を読むことができる「小山市電子図書館」の運用を開始しました。同年10月には学校での利用も開始し、児童生徒が学校から貸与されるタブレット端末から、どこでも本が読めるようになりました。

#### ◆中央図書館Wi-Fiアクセスポイント増設

中央図書館内のフリーWi-Fiアクセスポイントを増設し、児童開架室や2階の一般開架室でもWi-Fiに接続できるようになりました。また、2階にパソコンが利用できるパソコン席とミーティングルームを設置しました。

#### ◆移動図書館の巡回

コロナ禍で一時縮小した移動図書館の巡回も通常に戻り、巡回を希望する小学校・義務教育学校を中心とした開設場所で図書館サービスを行っています。令和7（2025）年度には道の駅思川への巡回も開始しました。

#### ◆おはなし会の充実

桑分館や大谷分館でも、定期的に図書館職員やおはなしボランティアによるおはなし会が開催されるようになり、子どもたちが絵本やおはなしに親しむ機会が増えました。

### （2）学校での取組

#### ◆学校図書館システムの活用

各学校で学校図書館システムを活用し、児童生徒の多読賞表彰などの取組により、読書活動を推進しました。また、令和3（2021）年度からは毎年数校ずつ蔵書点検を行い、実施校では蔵書データを整えることができました。

#### ◆学校司書の配置

各中学校区1名の配置を目標に令和4（2022）年度に学校司書※1名を配置、令和6（2024）年度以降1名ずつ増員し、令和7（2025）年度現在3名の学校司書※を配置しています。

### （3）幼稚園や認定こども園・保育園（所）等における取組

#### ◆読書に親しむ環境づくり

子どもの発達、興味・関心、季節などに応じた絵本を、子どもたちが見たいときに自由に手にして選ぶことのできる環境づくりに各園で取り組むことができました。

## 5 現状と課題

小山市の現況や読書に関するアンケート調査結果、小山市子ども読書活動推進計画（第四期）の活動実績、令和7（2025）年度第2回おやま井戸端会議\*（P.28参照）をもとに課題を整理します。

### 課題1 すべての人が読書に親しめる環境の整備

年齢、性別、障がいの有無、国籍、生活状況にかかわらず、誰もが安心して読書を楽しむ環境づくりが求められています。アンケートでは、障がいのある方や外国籍住民の読書環境に関する要望があり、バリアフリー対応や「やさしい日本語」への配慮、外国語資料の充実などが必要とされています。また、井戸端会議では、静かすぎない空間設計や絵本の衛生管理、0歳児連れでも利用しやすい設備への要望が寄せられました。図書館や地域の読書スペースにおいて、物理的・情動的・文化的なアクセシビリティ\*を高める取り組みが重要です。

### 課題2 年齢や生活段階に応じた読書機会の充実

人の成長や暮らしの変化に応じて、読書の目的や関わり方は多様化しています。アンケート結果からは、学年が上がるにつれて読書量が減少する傾向が見られ、特に中学生では「読みたいとは思わなかった」「時間がなかった」といった理由が多く挙げられました。一方、未就学児の保護者の多くが読み聞かせを実施しており、幼児期からの読書習慣形成の重要性が示されています。井戸端会議では、大学生や働く世代が仕事帰りに立ち寄れるよう開館時間の延長を求める声もありました。乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた読書支援が必要です。

### 課題3 読書活動を支える地域連携と推進体制の強化

読書活動を継続的かつ効果的に展開するためには、市民・学校・図書館・地域団体・行政など、多様な主体が連携し、協働できる体制の構築が不可欠です。アンケートでは、学校図書館の利用率が学年によって大きく異なり、司書\*配置の有無や環境整備が影響していることが示唆されました。井戸端会議では、学校図書館への支援や子ども司書の育成、移動図書館の活用など、地域との連携を強化する提案が多数ありました。こうした声を踏まえ、情報共有や支援体制の整備を進め、地域全体で読書文化を育む基盤を強化することが求められます。

### 課題4 読書活動を担う人材の育成と地域での活躍支援

読書活動を持続的に広げていくためには、地域に根ざした担い手の育成と、活動の場の確保が不可欠です。井戸端会議では、読み聞かせボランティアや司書\*による本の紹介、POPの活用、ブックトーク\*などの提案があり、図書館員や市民が読書の魅力を伝える役割を担っていることが確認されました。また、アンケートでは、学校図書館における司書\*の配置や児童の読書支援に関する要望が見られました。こうした人材が継続的に活躍できるよう、研修や交流の機会を充実させるとともに、地域での実践の場を創出・支援する仕組みづくりが必要です。

## ■ 読書活動推進の中心となる図書館の目指す姿

### 委員が考える図書館の理想像

～ 小山市読書活動推進計画策定委員会より ～

令和7(2025)年11月5日に開催された「第2回小山市読書活動推進計画策定委員会」では、図書館の目指す姿について幅広い意見が交わされました。市民が安心して過ごせる快適な空間づくりが基本であり、空調や休憩スペース、駐車場などの整備を通じて子どもから高齢者まで居心地よく利用できる環境を求めています。また、漫画や雑誌から専門書、郷土資料まで多様な蔵書を揃え、地域の歴史や文化を学べるアーカイブ※機能の充実も重要視されました。さらに、読書コンシェルジュ※や交流スペース、イベント開催など、人と本、人と人がつながる交流の場、居場所としての役割が期待されています。

加えて、デジタル技術を活用した利便性向上も不可欠であり、検索機能や24時間対応の貸出・返却ボックス、宅配サービスなど柔軟な利用環境が求められました。空間設計では、静かな読書スペースと交流の場を両立させ、託児設備も整えることで多様な過ごし方に対応することが望まれています。最後に、市民参加による価値創造として、ボランティア活動や専門資料の収集・活用を通じて知的探究の拠点となり、人が集う場としての図書館を築くことが理想像として示されました。

### 市民が考える図書館の理想像

～ 令和7年(2025)度第2回おやま井戸端会議※より ～

令和7(2025)年9月20日に開催された「おやま井戸端会議※」では、市民が理想の図書館について語り合い、居心地や機能、利用促進、多様性、人材配置など幅広い視点から意見が出ました。図書館は単なる「本を読む場所」ではなく、生活の一部として気軽に立ち寄れる居心地の良い空間であることが望まれています。特に子育て世代や働く世代からは、利便性や快適性への配慮が強く求められました。

サービス面では、利用者が気軽に使え、自分に合った本を見つけやすくなる工夫やイベントの充実が期待されています。さらに、多様な利用者への配慮として、子育て世代、高齢者、外国人など誰もが利用しやすい環境づくりに力を入れるべきとの意見がありました。蔵書については紙の資料と電子資料のバランスを取り、未来のために資料を保存し、活用していくことが求められています。

まとめとして、市民の期待は「読書の場」から「人が集い、過ごす場」へと広がっており、空間設計、柔軟なサービス、多文化対応、地域連携、人材育成など多角的な視点を取り入れ、市民の声を反映した図書館づくりが今後の課題として示されました。

### 第3章 計画の理念・方針・体系と指標



# 1 基本理念

## 本ある暮らしで、 自分づくり・仲間づくり・地域づくり ～ 読書を通じてウェルビーイングの実現を！ ～

読書は単なる知識の習得にとどまらず、心の豊かさや人とのつながり、地域への愛着を育む力を持っています。この理念は、読書を通じて市民一人ひとりの自己形成（自分づくり）を支え、共感や対話を通じた人間関係の構築（仲間づくり）、そして地域全体の文化的・社会的な活力の向上（地域づくり）へとつなげていくことを意図しています。

ウェルビーイングとは、すべての市民のより良い暮らしを意味します。読書はその実現に向けた重要な手段であり、日常の中に本がある暮らしを広げることで、市民が自らの人生を豊かにし、他者と協働しながら、地域社会を築いていくことが可能になります。この理念のもと、小山市ではすべての市民が読書に親しみ、安心して本と関われる環境づくりを推進していきます。

# 2 計画の目標

本計画では、市民一人ひとりが読書の楽しさを知り、本のある暮らしを定着させていくことを目標とします。

そのための指標として、「不読率」の低減を目指します。

不読率とは、一定期間（通常は1か月間）に本を1冊も読まなかった人の割合を示す指標です。不読率が高いほど「読書習慣が定着していない人が多い」ことを意味し、逆に低いほど「読書が生活に根付いている」ことを示します。

現在の小山市の不読率は、全国と比べて低い数値となっておりますが、読書活動を推進することにより、各世代における不読率を現状値より下げることが目指します。

### 指標

#### 1か月に本を1冊も読まない市民の割合（不読率）を下げる

##### 小山市の不読率

対象	令和7(2025)年度現状値
小学校・義務教育学校2年生	2.8%
小学校・義務教育学校5年生	6.7%
中学校2年生・義務教育学校8年生	21.4%
未就学児の保護者	39.4%
16歳以上市民	26.2%

資料：小山市「小山市読書についてのアンケート」

##### 全国の不読率

対象	令和7(2025)年度現状値
小学校4年生～6年生	9.6%
中学校1年生～3年生	24.2%
高校1年生～3年生	55.7%

資料：(小・中・高校)全国学校図書館協議会「第70回学校読書調査」

対象	令和5(2023)年度現状値
16歳以上の個人	62.6%

資料：文化庁「国語に関する世論調査」

### 3 基本方針

本計画の基本理念と計画の目標を実現するため、4つの基本方針を設定します。

#### 基本方針1 誰もが読書を楽しめる環境づくり

年齢、性別、国籍、障がいの有無、生活環境などにかかわらず、すべての市民が読書に親しめる環境を整えることを目指します。図書館の蔵書や電子図書館サービスの充実、障がい者・外国人向け支援などを通じて、誰もが読書を楽しめる環境づくりを進めます。



#### 基本方針2 ライフステージに応じた読書活動の推進

乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた読書活動を支援し、親子の絵本体験や学校図書館の充実、青少年の居場所づくり、成人・高齢者への相談や大活字本の提供などを通じて、生涯にわたり読書に親しめる環境を整えます。これにより、市民一人ひとりが学びや交流を深め、豊かな読書文化を享受できる社会を目指します。



#### 基本方針3 図書館を中心とした地域連携と協働

図書館を拠点に市民・学校・企業・行政・周辺自治体と連携し、イベントや電子図書館の活用、ビジネス支援・農業支援サービスや行政資料の公開、広域利用サービスなどを通じて、地域全体で読書文化を推進する体制を充実させます。これにより、持続可能な読書活動の基盤を築きます。



#### 基本方針4 読書活動を推進する人材の育成と活躍の場の創出

「子ども司書養成セミナー」や「子どもと本をつなぐ講座」の開催、図書館ボランティア活動や交流イベントを通じて、世代を超えて読書活動を担う人材を育成し、活躍の場を広げることで地域全体に読書文化を根付かせます。



## 4 計画の体系と指標

基本  
理念

本ある暮らしで、自分づくり・仲間づくり・地域づくり  
～ 読書を通じてウェルビーイングの実現を！ ～

計画全体の指標 1か月に本を1冊も読まない市民の割合（不読率）を下げる

### 基本方針1 誰もが読書を楽しめる環境づくり

- (1) 図書館における読書環境の整備
- (2) 読書バリアフリーのための環境整備
- (3) 多言語での読書環境の整備

指標	令和6(2024) 年度現状値	令和13(2031) 年度目標値
人口に対する図書館利用登録率	30.91%	33%
多言語図書の所蔵冊数	1,350冊	1,650冊

### 基本方針2 ライフステージに応じた読書活動の推進

- (1) 乳幼児期における読書活動の推進
- (2) 小・中・義務教育学校における読書活動の推進
- (3) 青少年期における読書活動の推進
- (4) 成人期・高齢期における読書活動の推進

指標	令和6(2024) 年度現状値	令和13(2031) 年度目標値
学校図書館の貸出冊数（1人あたり）	35.4冊	37冊
レファレンス受付数（件）	11,349件	12,000件

### 基本方針3 図書館を中心とした地域連携と協働

- (1) 市民との連携・協働
- (2) 学校との連携
- (3) 市内企業・関係機関との連携
- (4) 他市町図書館・機関等との連携

指標	令和6(2024) 年度現状値	令和13(2031) 年度目標値
電子図書館の閲覧回数	57,290回	60,000回
行政資料の電子図書館公開数	0件	100件

### 基本方針4 読書活動を推進する人材の育成と活躍の場の創出

- (1) 子ども同士の交流による読書活動の推進
- (2) 大人の人材育成と活躍の場の創出
- (3) 多世代交流による読書活動の推進

指標	令和6(2024) 年度現状値	令和13(2031) 年度目標値
子ども司書の認定者数（累計）	228人	320人
読書に関するボランティア活動人数	3,305人	3,500人

## 第4章 読書活動推進のための施策の展開



# 1 施策・事業・取組一覧

基本方針	
施策	事業・取組
<b>1 誰もが読書を楽しめる環境づくり</b>	
(1) 図書館における読書環境の整備	図書館資料の充実と読書のための環境整備 本との出会いの演出 ◆利用しやすい図書館のための工夫 <b>重点事業</b>
	◆電子図書館の充実 <b>重点事業</b>
(2) 読書バリアフリーのための環境整備	障がい者向けサービスの充実と周知 読書に関する日常生活用具の助成
	◆多言語資料の収集 <b>重点事業</b>
(3) 多言語での読書環境の整備	おすすめ本リストの多言語化 多言語での読み聞かせ機会の提供
<b>2 ライフステージに応じた読書活動の推進</b>	
(1) 乳幼児期における読書活動の推進	◆親子で読書を楽しむ環境づくり <b>重点事業</b> おすすめ絵本リストの活用 保育の場での絵本活用 地域における読書環境の整備
	◆学校図書館の充実 <b>重点事業</b> 学校における読書機会の確保 多様な子どもたちへの読書環境の整備 「小山市おすすめブック」の活用 ボランティアとの連携
	◆中央図書館青少年コーナーの充実 <b>重点事業</b> 居場所としての図書館の整備
	◆レファレンスサービスの充実 <b>重点事業</b> 大活字本の充実 読書を助ける道具の整備
(2) 小・中・義務教育学校における読書活動の推進	
(3) 青少年期における読書活動の推進	
(4) 成人期・高齢期における読書活動の推進	
<b>3 図書館を中心とした地域連携と協働</b>	
(1) 市民との連携・協働	図書館集会室等の活用 読書イベント等の開催
	団体貸出サービスの利用促進
(2) 学校との連携	移動図書館の巡回 ◆電子図書館の学校利用 <b>重点事業</b>
	ビジネス支援・農業支援情報の共有 市内企業等との連携 行政展示の推進
(3) 市内企業・関係機関との連携	◆行政資料の収集・電子図書館での公開 <b>重点事業</b>
(4) 他市町図書館・機関等との連携	広域利用サービスの推進 相互協力サービスの推進
<b>4 読書活動を推進する人材の育成と活躍の場の創出</b>	
(1) 子ども同士の交流による読書活動の推進	◆子ども司書の養成と活躍の場の創出 <b>重点事業</b>
(2) 大人の人材育成と活躍の場の創出	「子どもと本をつなぐ講座」の開催 「おやま・まちづくり出前講座」による人材育成
	◆読書に関するボランティア活動の推進 <b>重点事業</b> 交流の場としてのイベントの開催
(3) 多世代交流による読書活動の推進	

◆ **重点事業** …計画の対象を子どもからすべての世代に拡大したことにより、新たに重点的に実施する事業・取組を選定しました。

## 2 施策の展開

基本理念および基本方針に基づき、読書活動の推進を図るため、施策および事業・取組を体系的に展開します。

### 基本方針 1 誰もが読書を楽しめる環境づくり

#### (1) 図書館における読書環境の整備

##### 図書館資料の充実と読書のための環境整備

担当:中央図書館

図書館の蔵書の充実を図ります。

一般書・児童書・地域資料、雑誌・新聞、視聴覚資料、データベースなど、子どもから大人まで市民が求める資料を幅広く収集し、提供するとともに、インターネットやデータベースを閲覧するためのパソコンや、調査・研究をする方のための研究個室を整備します。

また、分館、公民館図書室、配本所、移動図書館とのネットワークにより、市内のどこからでも図書館サービスを受けやすい環境を整えます。

##### 本との出会いの演出

担当:中央図書館

読書推進につながる講演会やイベントを開催し、図書館への来館を促します。  
新たな本との出会いを演出する展示を定期的に行い、定期的な入替を行います。

##### 重点事業 利用しやすい図書館のための工夫

担当:中央図書館

図書館に初めて来館する方など、誰もが分かりやすいよう案内表示を工夫します。

また、小山駅など図書館以外の場所にも返却ポストを設置し、気軽に本を返却できる環境を整えます。

さらに、ウェブサービスを充実させ、SNS等を活用した情報発信に努めます。

#### (2) 読書バリアフリーのための環境整備

##### 重点事業 電子図書館の充実

担当:中央図書館

小山市電子図書館で閲覧・貸出できる電子書籍を充実させ、利用の促進を図ります。



##### ◎電子図書館

電子図書館とは、インターネットを通じてスマートフォンやタブレット端末、パソコンで、電子書籍を読むことができるサービスです。小山市では令和6(2024)年度に「小山市電子図書館」を開設しました。図書館に利用登録をしている小山市在住、在勤、在学の方は、どなたでも利用することができます。

## 障がい者向けサービスの充実と周知

担当:中央図書館  
福祉総務課

障がい者や通常の本を読むことが難しい方に向けた資料を充実させます。  
郵送貸出、宅配サービス、「サピエ図書館<sup>※</sup>」、電子図書館など、障がい者向けサービスの利用方法を分かりやすく公開し、点字体験イベント等を通して障がい者サービスをPRします。

### ◎障がい者サービス

中央図書館では、体に障がいを持ち、図書館利用が困難な方のために、点字図書や大活字本・録音図書をはじめ、布の絵本・点字絵本などを収集し、郵送により貸出したり、自宅に宅配するサービスを行っています。視覚障がいのある方を対象に、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」からダウンロードしたデイジー図書<sup>※</sup>の貸出も可能です。

## 読書に関する日常生活用具の助成

担当:福祉総務課

福祉総務課では、視覚障がい者からの申請に基づき、読書の際に活用できるポータブルレコーダー・活字文書読み上げ装置・拡大読書器等の購入費用に対する助成等を行います。

## (3) 多言語での読書環境の整備

### 重点事業 多言語資料の収集

担当:中央図書館

一般書・児童書の外国語資料を積極的に収集し、中央図書館の「外国書コーナー」を充実させます。また、小山市電子図書館でも外国語の電子書籍を購入します。

### おすすめ本リストの多言語化

担当:中央図書館  
国際政策課

外国にルーツを持つ方にも本に親しんでもらえるよう、既存のおすすめ本リストを活用し、やさしい日本語を含む多言語で本の紹介をするほか、外国語の本のリストを作成します。

### 多言語での読み聞かせ機会の提供

担当:中央図書館  
国際政策課

多言語でのおはなし会を開催するとともに、関係機関と連携し、交流イベント等に絵本の読み聞かせを取り入れます。

## 基本方針 2 ライフステージに応じた読書活動の推進

### (1) 乳幼児期における読書活動の推進

#### 重点事業 親子で読書を楽しむ環境づくり

担当:中央図書館  
子育て家庭支援課

子育て家庭支援課が実施する「9か月児健康相談」にあわせて、「絵本とこんにちは」事業を実施し、対象者に絵本をプレゼントするとともに、健康相談に訪れた親子に絵本の読み聞かせや図書館の利用案内を行います。

中央図書館では、乳幼児期の子どもと保護者が気兼ねなく利用できる「すくすく・ほっと・タイム」を設け、乳幼児向けのおはなし会を実施します。また、中央図書館内に子育て支援コーナーを設け、子育て情報や絵本の紹介を行います。



#### ◎絵本とこんにちは事業

子育て家庭支援課が実施する「9か月児健康相談」の際に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけづくりとなるように、中央図書館職員が絵本の読み聞かせと図書館の利用案内を行い、図書館おすすめの5冊の中から好きな絵本を1冊プレゼントしています。

#### ◎すくすく・ほっと・タイム／おはなし会

赤ちゃんなど幼いお子さんと、その保護者の方が、図書館を気兼ねなくご利用いただけるよう、「すくすく・ほっと・タイム」を設けています。

毎月第3水曜日10:30～12:00はお子さん連れの方のための優先時間とし、その時間の中で乳幼児向けのおはなし会「おはなしウエンディ0・1・2」を行っています。図書館でのおはなし会は、ほかに



も毎月第1水曜日午後の「おはなしウエンディ」やおはなしボランティアによるおはなし会があり、いずれも予約なしで無料でご参加いただけます。

#### おすすめ絵本リストの活用

担当:中央図書館

中央図書館司書\*が選んだ「赤ちゃんから楽しめる絵本」「いっしょに読みたい絵本」のブックリストを活用し、各図書館で絵本を複数冊用意して、常に貸出ができるように備えます。

## 保育の場での絵本活用

担当:保育課

幼稚園・認定こども園・保育園（所）等の保育の場では、年齢や季節に合わせた絵本の読み聞かせを行い、いろいろな本との出会いにより子どもの感性を育みます。あわせて、保護者に育児書や絵本の紹介を行います。

## 地域における読書環境の整備

担当:保育課

地域子育て支援センターや子育てひろば等で絵本の読み聞かせやおはなし会を行い、子どもと保護者が本に親しむ機会を提供します。

## (2) 小・中・義務教育学校における読書活動の推進

### 重点事業 学校図書館の充実

担当:こども教育課・学校支援課・  
教育総務課・中央図書館

児童生徒が主体的に読書に取り組めるよう、小・中・義務教育学校の学校図書館蔵書の計画的な整備を行います。児童生徒が新しい本や学習に役立つ本をすぐ手に取れる環境をつくとともに、学校図書館を活用した授業・指導を行うことができるよう、教職員に働きかけます。また、読書活動充実の要となる学校司書<sup>\*</sup>について、計画的に配置を進め、中央図書館とも連携して研修を行います。

## 学校における読書機会の確保

担当:こども教育課

本が好きな子どもを育てるため、読み聞かせをしたり授業の関連図書を紹介したりするなど、本に触れる機会を増やします。また、学校における読書時間の確保に努めます。

## 多様な子どもたちへの読書環境の整備

担当:こども教育課

読むことに困難さを抱える児童生徒や外国語を母語とする児童生徒などを含む、多様な子どもたちが、読書に親しめるようにします。学校図書館の図書を整備したり、公立図書館の多言語図書やバリアフリー図書を活用したりするなど、読書環境を整備するとともに、読書活動を支援するよう努めます。

## 「小山市おすすめブック」の活用

担当:こども教育課  
中央図書館

「小山市おすすめブック」は、市内小・中・義務教育学校の教職員や児童生徒の意見をもとに、平成21(2009)年度に選定し、令和3(2021)年度に改定版を発行しました。児童生徒が、本を読むときの手がかかりとしたり読書の幅を広げたりするために、「小山市おすすめブック」を活用します。また、状況に応じて新たな本を選定するなどリストを見直します。

## ボランティアとの連携

担当:こども教育課

学校支援ボランティアグループ等の受入体制の充実を図り、学校図書館の整備や読み聞かせなどにおけるボランティアとの連携を促進して、学校の読書環境を豊かにするとともに、読書を通じた多世代交流の機会を増やします。

### (3) 青少年期における読書活動の推進

#### 重点事業 中央図書館青少年コーナーの充実

担当:中央図書館  
青少年支援課

青少年期には活動範囲の拡大や興味・関心の多様化から読書量が減少する傾向にあるため、魅力ある蔵書や情報を備えた青少年コーナーを充実させ、読書への関心を高めるイベントを開催します。

#### 居場所としての図書館の整備

担当:中央図書館

図書館を居場所として快適に過ごせるように、学習室や飲食可能なスペースを確保し、Wi-Fiを整備します。

また、少人数のグループで打ち合わせや調べものに利用できるミーティングルームや、持ち込みのパソコンが利用できるパソコン席の利用をPRします。

### (4) 成人期・高齢期における読書活動の推進

#### 重点事業 レファレンスサービスの充実

担当:中央図書館

レファレンスサービス（読書相談・調べもの相談・相談事例紹介）を充実させ、市民の読書相談や課題解決に役立つ図書館としてPRします。

#### ◎レファレンスサービス

図書館利用者から寄せられる、趣味や日常生活上の疑問、学問や仕事上の調査研究における質問や相談などについて、図書館資料の活用や関係機関の紹介により、利用者を援助するサービスです。

中央図書館や各分館の窓口で受け付けるほか、図書館のホームページにアクセスして過去のレファレンス事例を検索したり、新たなレファレンスの申込みができます。



#### 大活字本の充実

担当:中央図書館

小さな文字が読みにくい高齢期の方からの要望の多い、大活字本を積極的に収集します。

#### 読書を助ける道具の整備

担当:中央図書館

図書館内で利用できる拡大読書器や拡大鏡、リーディングトラッカー※など、読書を助ける道具を備え、希望する方に貸出します。

## 基本方針 3 図書館を中心とした地域連携と協働

### (1) 市民との連携・協働

#### 図書館集会室等の活用

担当:中央図書館

読書会など読書に関する文化活動や生涯学習活動等を行う小山市内の団体に集会室等を開放し、図書館を活動の場として提供します。

#### 読書イベント等の開催

担当:中央図書館

おはなしボランティアグループ等によるおはなし会や講演会の会場として、中央図書館のおはなしコーナーや視聴覚ホールを提供するとともに、市民協働による読書イベントを開催します。

### (2) 学校との連携

#### 団体貸出サービスの利用促進

担当:中央図書館  
こども教育課

授業等で市立図書館の蔵書を活用できるよう、学校やクラス単位での登録が可能な団体貸出サービスの利用を促進します。

#### 移動図書館の巡回

担当:中央図書館  
こども教育課

希望する小学校・義務教育学校へ移動図書館の巡回を行い、個人貸出や団体貸出を行うことで、本と出会う機会を増やします。



#### ◎移動図書館

図書館サービスを市の全域に広めるため、移動図書館「せきれい」が市内の開設場所を月に1回巡回しています。移動図書館には、図書・紙芝居など約3,000点の資料を積載しています。利用者はそれらの資料や、予約した本を借りることができます。

#### 重点事業 電子図書館の学校利用

担当:中央図書館  
こども教育課

市内小・中・義務教育学校の教職員、児童生徒が、学校で使用するタブレット端末で電子書籍を閲覧できる「小山市電子図書館」を、継続して利用できるよう環境を整えます。また、同時アクセスできる「読み放題パック」を増やし、子どもに人気の本を待たずに読めるようにします。

### (3) 市内企業・関係機関との連携

#### ビジネス支援・農業支援情報の共有

担当:中央図書館

ビジネスや農業を支援する商工会議所や農協等の関係機関・関係課と「おやまビジネス支援連絡会」を組織し、関連する情報を共有します。

#### ◎ビジネス支援・農業支援サービス

ビジネスや農業に関心を持つ方に、図書館の機能を活用して情報や知識を提供するサービスです。

- 農協や商工会議所、大学等、ビジネス・農業を支援する関係機関・関係課の委員からなるビジネス支援連絡会での情報共有
- 図書館で所蔵する資料を紹介するテーマ別ブックリスト
- 図書では調べにくい新聞記事や法律情報等を調べるためのオンラインデータベース
- 市内の企業に中央図書館内の展示ケースを提供し、その魅力や取組を発信してもらう「発見！小山ゆかりの企業展」
- 栃木県よろず支援拠点<sup>※</sup>との連携による無料経営相談会とミニセミナー

#### 市内企業等との連携

担当:中央図書館

小山市内の企業等に展示スペースを提供する「発見！小山ゆかりの企業展」を通して、自社の魅力を発信できる機会を設けます。

また、図書館の図書収集等において市内書店と連携するなど、地域の書店活性化に努めます。

#### 行政展示の推進

担当:中央図書館

図書館資料を活用し、市役所の仕事など、行政に関する展示を行うとともにブックリストを作成・配布します。

#### 重点事業 行政資料の収集・電子図書館での公開

担当:中央図書館

小山市が発行する各種計画や報告書、定期刊行物等を収集し、図書館の蔵書として登録するとともに、電子資料を小山市電子図書館に公開します。

## (4) 他市町図書館・機関等との連携

### 広域利用サービスの推進

担当:中央図書館

栃木県南公共図書館連絡協議会※、茨城県結城市との広域利用協定、関東どまんなかサミット会議※、小山地区定住自立圏※の協定により、周辺自治体の図書館との広域利用が可能です。該当地域内の住民が相互に図書館を利用できる仕組みをPRするとともに、各図書館のイベント情報を共有するなど、連携を図ります。

### 相互協力サービスの推進

担当:中央図書館

栃木県立図書館の協力車を活用し、栃木県内公共図書館等との相互協力サービスを行います。

#### ◎予約・リクエストサービスと相互協力

図書館に読みたい図書や雑誌がないときは、予約やリクエストができます。図書館で所蔵していない図書のリクエストには、検討のうえ購入したり、ほかの公共図書館や国立国会図書館から借り受けるなどして提供しています。図書館間の相互協力のしくみとしては、栃木県立図書館の協力車が定期的に巡回して資料の搬送を行っており、栃木県内の公共図書館が所蔵する図書や雑誌を取り寄せて借りることができます。



## 基本方針4 読書活動を推進する人材の育成と活躍の場の創出

### (1) 子ども同士の交流による読書活動の推進

#### 重点事業 子ども司書の養成と活躍の場の創出

担当:中央図書館  
こども教育課

小学校・義務教育学校5・6年生を対象に「子ども司書養成セミナー」を開催し、子どもの目線で読書推進活動を行う子ども司書を養成します。

また、子ども司書認定後は、子どもの自主性に応じて学校でも子ども司書として活躍できるように中央図書館と学校で連携を取り、その活動をサポートします。

#### ◎子ども司書養成セミナー

小学校・義務教育学校5・6年生を対象に、「子ども司書養成セミナー」を開催しています。受講生は、全8回の講座で図書館の仕事や本について学び、図書館の窓口業務の体験や本の紹介、絵本の読み聞かせなどを行います。子ども司書として認定された後は、学んだことを活かして、読書推進リーダーとして家族や友達に読書の楽しさを伝えます。



### (2) 大人の人材育成と活躍の場の創出

#### 「子どもと本をつなぐ講座」の開催

担当:中央図書館

子どもと本との関わりなどについて学ぶ一般市民やおはなしボランティア向けに、「子どもと本をつなぐ講座」を開催します。

#### 「おやま・まちづくり出前講座」による人材育成

担当:中央図書館  
生涯学習文化課

「おやま・まちづくり出前講座」の一環として、「子どもと読書」のテーマで、絵本の選び方や読み聞かせに関する講話やおはなし会の実演を行い、子どもの読書活動推進に関わる人材を育成します。

### (3) 多世代交流による読書活動の推進

#### 重点事業 読書に関するボランティア活動の推進

担当:中央図書館

図書館や学校・地域で読み聞かせ等の活動を行う「おはなしボランティア」に、資料や学習機会の提供を行います。

また、中央図書館や分館で返却本の配架、書架整理を中心とした活動を行う「中央図書館ボランティア」や、移動図書館の巡回場所で貸出返却の補助を行う「移動図書館ボランティア」を育成・支援します。

ボランティアとして主体的に図書館に関わることで、新たな活躍の場を提供します。

#### 交流の場としてのイベントの開催

担当:中央図書館

中央図書館を拠点に活動する団体・中央図書館・市民の交流の場として、中央図書館まつりを開催します。

市民団体の主催事業と図書館の事業を組み合わせ魅力あるイベントとし、市民の参加や中央図書館への来館利用を促します。

#### ◎中央図書館まつり

図書館で活動する「小山市立図書館関係団体連絡協議会」「小山子どもの本連絡会」「中央図書館ボランティア連絡会」の3団体と、中央図書館が連携し、その活動内容を広く図書館利用者に周知し、図書館を楽しんでいただくために、年に1回「中央図書館まつり」を開催しています。



## 第5章 計画の推進



# 1 計画の推進体制と進行管理

## (1) 計画の推進体制

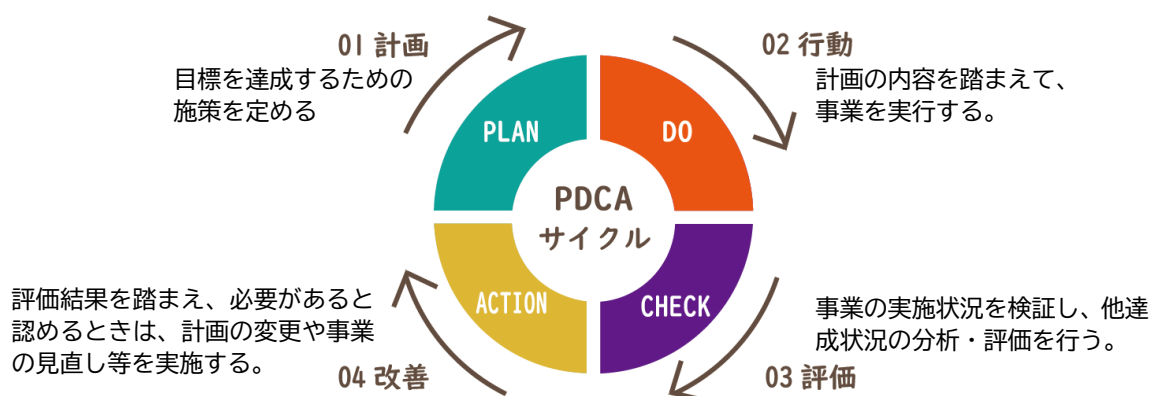
本計画の推進にあたっては、市民・学校・図書館・地域団体・行政など、多様な主体が連携し、協働による読書活動の展開を図ります。図書館はその中心に立って、地域や関係機関や各種団体に対し専門的知見を活かした支援をするとともに、すべての市民の読書活動を支え、地域に根ざした読書文化の醸成と、持続可能な活動の推進を目指します。

## (2) 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づいた進行管理体制を整備します。

年度ごとに、中央図書館が各施策の進捗状況を確認し、活動指標を中心に目標の達成度や課題を客観的に評価します。評価結果は関係課と共有するほか、図書館協議会※で報告し、継続的な読書活動の推進につなげていきます。

### 【PDCAサイクル】



## 資料編



# 1 策定の経過

本計画の策定の経過を示します。策定にあたり、小山市読書活動推進計画策定委員会、小山市読書活動推進計画策定委員会専門部会を開催し、協議を行って検討してきました。

また、市民を対象としたアンケート調査、市民意見募集（パブリック・コメント）等を通じて、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年月日	会議等	主な検討内容等
令和7年 6月26日	第1回 小山市読書活動推進計画 策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山市読書活動推進計画の概要について</li> <li>● 読書活動に関するアンケート調査について</li> <li>● 基本理念・基本方針について</li> </ul>
7月9日	第1回 小山市読書活動推進計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山市子ども読書活動推進計画（第四期）実績調査 および次期計画での取組について</li> <li>● 今後のスケジュールについて</li> </ul>
8月28日	第2回 小山市読書活動推進計画 策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「読書についてのアンケート」について</li> <li>● 基本理念（案）について</li> <li>● 小山市子ども読書活動推進計画（第四期）実績調査 の回答について</li> <li>● 次期計画における施策について</li> </ul>
8月26日～ 9月15日	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「読書についてのアンケート」調査</li> </ul>
9月20日	令和7（2025）年度第2回 おやま井戸端会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が考える理想の図書館について</li> </ul>
10月22日	第3回 小山市読書活動推進計画 策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「読書についてのアンケート」調査結果について</li> <li>● 小山市読書活動推進計画素案について</li> </ul>
11月5日	第2回 小山市読書活動推進計画 策定委員会	
12月26日～ 令和8年 1月25日	パブリック・コメント 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山市読書活動推進計画（案）に関するパブリック ・コメントの実施</li> </ul>
2月18日	第3回 小山市読書活動推進計画 策定委員会 第4回 小山市読書活動推進計画 策定委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山市読書活動推進計画（案）に関するパブリック ・コメントの結果について</li> </ul>
3月31日	計画策定	

## 2 関係法令

平成十三年法律第百五十四号

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計

画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

#### （基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

### (基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

## 第三章 基本的施策

### (視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校等の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

### (インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供につ

いての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び

特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化  
(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 3 策定委員会設置規則

#### ○小山市読書活動推進計画策定委員会設置規則

平成17年3月1日  
教委規則第1号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する計画及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第8条第1項に規定する計画を一体的に定める小山市読書活動推進計画を策定するに当たり、当該計画の策定に資するため、小山市読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 読書活動に係る調査研究に関すること。
- (2) 小山市読書活動推進計画の原案に関すること。
- (3) その他読書活動の推進に関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、別表に掲げる者及び次に掲げる者の中から小山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱したものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の役員又は職員
- (3) 関係団体の役員等
- (4) 市立公民館の代表
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、委嘱された日から小山市読書活動推進計画が策定されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には生涯学習部長、副委員長には教育委員会中央図書館長の職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会の所掌事務を補佐するため、小山市読書活動推進計画策定委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会について必要な事項は、委員長が定める。

(報告)

第9条 委員会は、その会議、活動等を教育委員会及び市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日教委規則第6号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日教委規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

生涯学習部長 保健福祉部福祉総務課長 教育委員会事務局子ども未来部子ども教育課長 同 事務局生涯学習部生涯学習文化課長 中央図書館長
---

## 小山市読書活動推進計画策定委員会委員名簿

委員委嘱期間：令和7年6月1日～策定終了

No.	選出区分	ふりがな 氏名	役職等	備考
1	学識経験を有する者	わたなべ のりこ 渡邊 紀子	小山市立図書館協議会委員長 小山城南小学校長	
2	関係団体の役員等	つるみ ゆか 鶴見 由佳	小山子どもの本連絡会代表	
3		たかやま かおる 高山 香	小山点友会会長	
4		やし ようこ 安土 陽子	特定非営利活動法人小山国際交流会 おいふぁ理事長	
5		しのはら ただし 篠原 正	生涯学習部長	委員長
6	関係機関の役員又は職員	うちだ かつみ 内田 勝美	福祉総務課長	
7		さやま ゆきよ 佐山 幸代	こども教育課長	
8		もちづき ひでのぶ 望月 秀展	生涯学習文化課長	
9		市立公民館の代表	わたらい みつのり 渡会 充訓	寒川公民館長
10	関係機関の役員又は職員	えとう かずえ 江藤 和枝	中央図書館長	副委員長

## 4 小山市読書についてのアンケート結果一覧

### 【小学校・中学校・義務教育学校】

(回答数：件)

設 問	回 答	小学校・ 義務教育 学校 2年生	小学校・ 義務教育 学校 5年生	中学校 2年生 ・義務 教育学校 8年生
問1 あなたは本が好きですか？	1. はい	982	828	401
	2. いいえ	145	321	234
	無回答	32	6	2
問2 問1で「1. はい」と答えた人に聞きます。その理由は何ですか？（複数回答可）	1. おもしろい	778	684	349
	2. 感動する	207	194	166
	3. 知らないことがわかる	548	389	146
	4. 小さい頃から読んでいる	250	200	81
	5. その他	37	73	35
無回答	12	1	1	
問3 問1で「2. いいえ」と答えた人に聞きます。その理由は何ですか？（複数回答可）	1. どんな本を選んだらいいかわからない	50	74	58
	2. 読むのが面倒、難しい	66	113	130
	3. 塾や習い事で忙しい	17	49	54
	4. ゲームやテレビ・インターネットなどの方がおもしろい	71	186	130
	5. その他	4	25	10
無回答	5	6	3	
問4 本を読むことは大切だと思いますか？	1. はい	1,047	1,031	588
	2. いいえ	69	103	46
	無回答	43	21	3
問5 小学校に入学する前、家の人に本を読んでもらいましたか？	1. ほぼ毎日	172	177	75
	2. ときどき	522	526	295
	3. ほとんどない	273	184	109
	4. 覚えていない	158	255	157
	無回答	34	13	1
問6 あなたは、主にどんなきっかけで本を読みますか？（複数回答可）	1. 友だちにすすめられて	249	211	138
	2. 家にあったから	613	534	254
	3. 先生にすすめられて	91	50	21
	4. 本屋さんや図書館で見かけて	612	616	413
	5. その他	43	202	110
無回答	59	24	8	
問7 あなたは、学校の図書室で本を借りますか？	1. はい	1,026	912	161
	2. いいえ	89	222	468
	無回答	44	21	8
問8 あなたが、学校の図書室に求めているものは何ですか？（複数回答可）	1. 自分が読みたい本がある	966	949	500
	2. 定期的に新しい本が入ってくる	517	346	198
	3. いつ行っても先生や司書がいる	225	89	23
	4. 朝の登校から放課後まで、いつ行っても開いている	244	153	125
	5. 自分の教室や昇降口などから近く、行きやすい	339	174	111
	6. その他	20	69	30
無回答	45	22	20	
問9 あなたは、小山市の図書館で本を借りますか？	1. はい	727	499	143
	2. いいえ	392	628	490
	無回答	40	28	4
問10 どんな本が好きですか？（複数回答可）	1. 伝記	162	186	60
	2. 物語・小説	452	543	421
	3. 絵本	546	301	69
	4. 学習まんが	312	363	100
	5. 趣味やスポーツの本	281	330	229
	6. 図鑑・知識の本	432	302	111
	7. まんが（学習まんが以外）	382	583	357
	8. その他	35	126	27
無回答	42	20	5	

(回答数：件)

設 問	回 答	小学校・	小学校・	中学校
		義務教育 学校 2年生	義務教育 学校 5年生	2年生 ・義務 教育学校 8年生
問11 本を読んで、どのような感じたり、思ったりしますか？(複数回答可)	1. 楽しい	896	787	414
	2. 考える力や想像力がつく	477	492	294
	3. 物知りになる	421	430	220
	4. 感動する	258	286	246
	5. 家族や友だちとの話題が増える	338	315	147
	6. 気分転換になる	437	419	290
	7. 読書は面倒だ	65	52	63
	8. どんな本を読んでいいのかわからない	73	50	27
	9. 読みたい本があまりない	100	108	80
	10. その他	16	42	16
	無回答	40	17	6
問12 あなたは、1か月にどのくらい本をよみますか？電子書籍も含みます	1. 0冊	33	77	136
	2. 1～3冊	266	407	364
	3. 4～6冊	208	282	85
	4. 7～10冊	216	196	25
	5. 11～20冊	172	97	9
	6. 21冊以上	229	88	17
	無回答	35	8	1
問13 問12で「0冊」と答えた人に聞きます。その理由はなんですか？	1. 読みたいと思ったが読めなかった	-	23	34
	2. 読みたいとは思わなかった	-	53	102
	無回答	-	1	0
問14 問13で「1. 読みたいと思ったが読めなかった」と答えた人に聞きます。その理由はなんですか？(複数回答可)	1. 読みたい本がなかった	-	9	15
	2. 本が高くて買えなかった	-	3	6
	3. 学校の図書室が閉まっていた	-	0	1
	4. 小山市の図書館が近くにない	-	2	1
	5. 勉強・塾・習い事で時間がなかった	-	9	14
	6. 部活動で時間がなかった	-	1	13
	7. 友だちと過ごしたり話したりして時間がなかった	-	4	9
	8. テレビやゲーム・インターネットなどで時間がなかった	-	5	13
	9. 何を讀んだらいいのかわからなかった	-	6	4
	10. その他	-	2	3
	無回答	-	1	0
問15 問13で「2. 読みたいとは思わなかった」と答えた人に聞きます。その理由はなんですか？(複数回答可)	1. 本を読むのが嫌い	-	18	34
	2. 普段から読まない	-	30	74
	3. 読まなくても困らない	-	9	27
	4. 勉強・塾・習い事の方が大切だ	-	5	22
	5. 部活動の方がおもしろい	-	2	37
	6. 友だちと過ごしたり話したりする方が楽しい	-	15	49
	7. テレビやゲーム・インターネットなどの方がおもしろい	-	27	62
	8. 本を読むのが面倒だ	-	11	44
	9. その他	-	2	7
	無回答	-	3	3
問16 あなたについてあてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)	1. 身近な人(家族、先生、友だち)に本を読んでもらったことがある	689	601	329
	2. 身近な人に本を読んであげることがある	353	237	80
	3. 身近な人と一緒に図書館や本屋さんに行くことがある	425	453	218
	4. 身近な人と本の話をすることがある	338	374	198
	5. 身近な人が本を読んでいる姿を見かける	440	404	270
	6. 家の中に本がある	716	829	486
	7. 学級文庫を利用している	248	228	54
	8. どれもあてはまらない	40	63	48
	無回答	35	24	7
問17 気に入って、何回も読む本はありますか？	1. はい	981	1,011	482
	2. いいえ	133	124	151
	無回答	45	20	4
問18 パソコンやスマートフォン、タブレットなどで本(電子書籍)を読みますか？	1. はい	537	357	234
	2. いいえ	578	778	399
	無回答	44	20	4

【未就学児の保護者】

(回答数：件)

設 問	回 答	未就学児 の保護者
問1 あなたは本が好きですか？	1. はい	71
	2. いいえ	38
	無回答	0
問2 問1で「1. はい」と答えた人に聞きます。その理由は何ですか？(複数回答可)	1. おもしろい	62
	2. 感動する	38
	3. 知らないことがわかる	52
	4. 子どものころから読んでいる	26
	5. その他	0
	無回答	0
問3 問1で「2. いいえ」と答えた人に聞きます。その理由は何ですか？(複数回答可)	1. どんな本を選べばいいかわからない	12
	2. 読むのが面倒、難しい	20
	3. 忙しい(仕事・家事・子育てなど)	28
	4. ゲームやテレビ・インターネットの方がおもしろい	11
	5. その他	0
	無回答	1
問4 あなたは、1か月にどのくらい本をよみますか？電子書籍も含みます	1. 0冊	43
	2. 1～3冊	52
	3. 4～6冊	4
	4. 7～10冊	5
	5. 11～20冊	0
	6. 21冊以上	4
	無回答	1
問5 あなたは、小山市の図書館で本を借りますか？	1. よく借りる	16
	2. ときどき借りる	24
	3. 借りない	69
	無回答	0
問6 問5で「3. 借りない」と答えた人に聞きます。図書館で借りない理由は何ですか？(複数回答可)	1. 自分で本を買う	11
	2. 図書館に行きたくても行けない(場所、時間、生活の事情など)	28
	3. 読みたい本がない	8
	4. 本を読みたくない・嫌い	10
	5. その他	11
	無回答	1
問7 読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)を知っていますか？	1. 知っている	3
	2. 名前を聞いたことはある	9
	3. 知らない	97
	無回答	0
問8 次の中であてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)	1. こどものころ、まわりの人に本を読んでもらったことがある	67
	2. まわりの人に本を読んであげることがある	69
	3. まわりの人と一緒に図書館や本屋に行くことがある	62
	4. まわりの人と本の話をするがある	26
	5. まわりの人が本を読んでいるのを見ることがある	33
	6. 家の中に本がある	85
	7. どれもあてはまらない	10
	無回答	0

★ここからはお子さんについて聞きます★

問9 お子さんの年齢は？	1. 0～2歳	18
	2. 3～4歳	40
	3. 5～6歳	51
	無回答	0
問10 お子さんに読み聞かせをしますか？	1. ほぼ毎日	31
	2. ときどき	59
	3. ほとんどない	19
	無回答	0
問11 お子さんは本が好きですか？	1. はい	75
	2. どちらともいえない	29
	3. いいえ	5
	無回答	0

(回答数：件)

設 問	回 答	未就学児 の保護者
問12 読み聞かせは大切だ と思いますか？	1. 思う	89
	2. どちらともいえない	18
	3. 思わない	2
	無回答	0
問13 図書館等の「おはなし 会」や「絵本の読み聞かせ」 に行ったことはあります か？	1. よく行く	2
	2. ときどき行く	10
	3. ほとんど行かない	77
	4. 知らなかった	20
	無回答	0
問14 お子さんは電子書籍 で本を読みますか？読み聞 かせも含まれます。	1. はい	9
	2. いいえ	100
	無回答	0

## 【16歳以上市民・図書館利用者等】

(回答数：件)

設 問	回 答	16歳以上 市民	図書館 利用者等
問1 あなたの年齢はいく つですか？	1. 20歳未満	9	45
	2. 20歳代	9	41
	3. 30歳代	24	96
	4. 40歳代	48	113
	5. 50歳代	51	163
	6. 60歳代	53	151
	7. 70歳代	68	157
	8. 80歳以上	14	37
	9. 答えたくない	3	4
	無回答	3	6
問2 あなたは本が好きで すか？	1. はい	209	784
	2. いいえ	69	26
	無回答	4	3
問3 問2で「1. はい」と 答えた人に聞きます。その 理由は何ですか？(複数回答 可)	1. おもしろい	130	570
	2. 感動する	111	390
	3. 知らないことがわかる	154	603
	4. 子どものころから読んでいる	66	274
	5. その他	13	57
	無回答	0	0
問4 問2で「2. いいえ」 と答えた人に聞きます。そ の理由は何ですか？(複数回 答可)	1. どんな本を選べばいいかわからない	8	2
	2. 読むのが面倒、難しい	36	15
	3. 忙しい(仕事・家事・子育てなど)	26	11
	4. ゲームやテレビ・インターネットの方がおもしろい	17	8
	5. その他	10	4
	無回答	0	0
問5 あなたは、小山市の図 書館で本を借りますか？	1. よく借りる	29	489
	2. ときどき借りる	66	199
	3. 借りない	183	122
	無回答	4	3
問6 問5で「3. 借りない」 と答えた人に聞きます。図 書館で 借りない 理由は 何 ですか？(複数回答可)	1. 自分で本を買う	72	52
	2. 図書館に行きたくても行けない(場所、時間、生活の事情など)	70	32
	3. 読みたい本がない	11	12
	4. 本を読みたくない・嫌い	26	4
	5. その他	28	25
	無回答	0	0
問7 図書館に望むことは 何ですか？(複数回答可)	1. 読みたい本がある	91	540
	2. 新しい本が定期的に入ってくる	91	396
	3. いつでも 開いている	72	221
	4. 家の近くにある、行きやすい	133	392
	5. その他	26	68
	無回答	27	18

(回答数：件)

設 問	回 答	16歳以上	
		市民	図書館 利用者等
問8 どんな種類の本が好きですか？(複数回答可)	1. 哲学・思想	34	172
	2. 歴史・地理	71	240
	3. 社会(政治・経済・教育)	42	166
	4. 科学・自然・健康	87	262
	5. 技術(IT・テクノロジー)・暮らし(パソコン・手芸・料理)	101	261
	6. 園芸・ビジネス	61	140
	7. 芸術・音楽・スポーツ	53	187
	8. ことば	16	82
	9. 小説・エッセイ	162	572
	10. 絵本・まんが	71	233
	11. その他	12	41
	無回答	10	9
問9 読書について当てはまるものに○をつけてください。(複数回答可)	1. 楽しい	121	578
	2. 考える力や想像力がつく	132	487
	3. 知識が増える	208	620
	4. 感動する	111	387
	5. 家族や友だちと話ができる	43	175
	6. 気分転換になる	131	463
	7. 読むのが面倒	37	34
	8. どんな本を読んでもいいのかわからない	8	14
	9. 読みたい本があまりない	23	14
	10. その他	10	19
	無回答	4	7
問10 あなたは電子書籍で本を読みますか？	1. はい	61	212
	2. いいえ	208	549
	無回答	13	52
問11 あなたは、1か月に何冊本を読みますか？電子書籍も含みます	1. 0冊	74	24
	2. 1～3冊	159	363
	3. 4～6冊	24	186
	4. 7～10冊	10	99
	5. 11～20冊	2	55
	6. 21冊以上	1	42
	無回答	12	44
問12 あなたの読書量(読む本の数)は、5年前と比べてどうですか？	1. 減っている	160	225
	2. 変わらない	87	288
	3. 増えている	26	260
	無回答	9	40
問13 問12で「1.減っている」と答えた人に聞きます。読書量が減った理由は何ですか？(複数回答可)	1. スマホ・ゲームなどで時間がなくなる	38	51
	2. 家事・仕事・子育て・介護・勉強などで忙しい	82	121
	3. 視力など健康上の理由	61	79
	4. テレビのほうがおもしろい	12	9
	5. 本の必要を感じない	10	7
	6. おもしろい本が少ない	7	26
	7. 近くに本屋や図書館がない	21	22
	8. 良い本の選び方がわからない	8	12
	9. 読みたい本が電子書籍でしかない	3	4
	10. 学校で読書の指導が足りない	1	3
	11. その他	5	21
	無回答	1	2
問14 問12で「3.増えている」と答えた人に聞きます。読書量が増えた理由は何ですか？(複数回答可)	1. スマホ・ゲームなどの時間が減った	2	17
	2. 時間に余裕ができた	15	155
	3. 文字の大きな本が増えた	4	13
	4. ドラマや映画の原作を読むようになった	5	24
	5. 読書の必要を感じる	14	116
	6. おもしろい本が増えた	5	53
	7. 良い本の情報が手に入りやすくなった	11	72
	8. 本が手に入れやすくなった	9	62
	9. 電子書籍が使いやすくなった	4	24
	10. 学校での読書指導が充実した	1	12
	11. その他	2	31
	無回答	0	2

(回答数：件)

設 問	回 答	16歳以上 市民	図書館 利用者等
問15 これから、もっと本 を読みたいと思いますか？	1. そう思う	120	566
	2. ややそう思う	57	153
	3. どちらともいえない	56	44
	4. あまりそう思わない	29	5
	5. そうは思わない	10	6
	無回答	10	39
問16 読書バリアフリー法 (視覚障害者等の読書環境 の整備の推進に関する法律) を知っていますか？	1. 知っている	15	83
	2. 名前を聞いたことはある	46	135
	3. 知らない	213	551
	無回答	8	44
問17 次の中であてはまる ものに○をつけてください。 (複数回答可)	1. こどものころ、まわりの人に本を読んでもらったことがある	132	414
	2. まわりの人に本を読んであげることがある	75	275
	3. まわりの人と一緒に図書館や本屋に行くことがある	87	315
	4. まわりの人と本の話をすることがある	96	435
	5. まわりの人が本を読んでいるのを見ることある	104	353
	6. 家の中に本がある	190	599
	7. どれもあてはまらない	29	33
	無回答	10	47

## 5 用語解説

- **アーカイブ（あーかいぶ）（P28）**  
資料や記録を体系的に保存・管理し、後世に伝える仕組みのことです。写真、文書、映像、地域資料などを整理・保存・公開する取り組みを指します。
- **アクセシビリティ（あくせしびりてい）（P27）**  
利用のしやすさの度合い・仕組みを意味します。建物、サービス、情報などがどれだけ多様な人に配慮されているか、という考え方そのものを指す言葉です。
- **アクセシブル（あくせしぶる）（P3）**  
利用しやすい、アクセスしやすい状態のことです。例えば、車いすでも使いやすい図書館、音声読み上げに対応した電子資料など、「誰でも使える工夫がされている」状態を表します。
- **絵本専門士（えほんせんもんし）（P10）**  
絵本に関する高度な知識と実践力をもつ専門人材です。読み聞かせ、選書、子どもの発達理解、絵本を通じた教育・子育て支援などに専門性を発揮します。
- **オーディオブック（おーでいおぶっく）（P26）**  
音声で聴く本のことです。目が見えにくい方、文字を読むのが苦手な方、通勤・家事中などにも読書を楽しめる手段として活用されます。
- **おやま井戸端会議（おやまいどばたかいぎ）（P27・28）**  
小山市において行われる、市民と市長が気軽に意見交換や交流を行い、市政に意見を反映させる市民参加型フォーラムのことです。地域課題や暮らし、文化活動などについて毎年テーマを変えて開催しています。
- **小山地区定住自立圏（おやまちくていじゅうじりつけん）（P42）**  
小山市・下野市・野木町・結城市の4市町が連携し、生活機能を補い合いながら、住み続けられる地域をつくるための広域的な枠組みです。人口減少や少子高齢化に対応し、医療・福祉・教育・交通などを圏域全体で支えることを目的としています。
- **学校司書（がっこうししょ）（P26・38）**  
学校図書館で児童生徒の学びを支える専門職のことです。図書館の本の管理だけでなく、授業や探究学習のサポート、読書活動の推進など、学校教育の中でとても重要な役割を担っています。
- **関東どまんなかサミット会議（かんとうどまんなかさみっとかいぎ）（P42）**  
関東どまんなかサミット会議は、茨城・栃木・群馬・埼玉の県境地域にある自治体が連携し、歴史・文化・防災・公共施設の相互利用などを協力して進めるための広域連携組織です。茨城県では古河市、栃木県では野木町、栃木市、小山市、埼玉県では加須市、群馬県では板倉町で構成されています。
- **サピエ図書館（さぴえとしょかん）（P36）**  
視覚障がい者や読書に困難のある人向けの全国共通の電子図書館サービスです。点字図書、音声図書、デイジー図書などをオンラインで利用できます。

- **司書（ししょ）（P10・27・37）**  
 図書館で働く図書や情報の専門職です。本の選定・整理・貸出だけでなく、調べものの相談対応（レファレンス）、読書活動の企画、学校や地域との連携なども担います。
- **除籍冊数・開架冊数（じょせきさつすう・かいかさつすう）（P8）**  
 除籍冊数とは、古くなった、破損した、内容が適さなくなったなどの理由で、図書館の蔵書から外した本の数です。開架冊数とは、利用者が自由に手に取れる棚（開架）に並んでいる本の数です。
- **デージー図書（でいじーとしょ）（P24・36）**  
 音声と文字情報を組み合わせたデジタル図書です。再生速度調整、文字拡大、音声と文字の同期表示などが可能で、読書に困難のある人のために開発されました。
- **読書コンシェルジュ（どくしょこんしえるじゅ）（P28）**  
 利用者の興味・年齢・課題に応じて、本や読書方法を案内する役割です。「どんな本を読めばいいかわからない」という人を支援する案内役として位置づけられます。
- **読書バリアフリー（どくしょばりあふりー）（P3）**  
 年齢、障がいの有無、日本語能力などに関わらず、誰もが読書を楽しめるように環境を整える考え方です。大きな文字の本、点字、音声、やさしい日本語、ICTの活用などを通じて「読めない理由」を減らす取り組みを指します。
- **図書館協議会（としょかんきょうぎかい）（P30・46・56）**  
 図書館協議会は、公立図書館の運営が適切に行われるよう、図書館長の諮問に応じて意見を述べるために設置される機関です。図書館法に基づき自治体が設置し、委員は教育委員会が任命します。協議会は、図書館サービスの改善、資料収集方針、施設運営などについて利用者の視点から意見を述べ、図書館の民主的で透明性の高い運営を支える役割を担っています。
- **栃木県南公共図書館連絡協議会（とちぎけんなんこうきょうとしょかんれんらくきょうぎかい）（P42）**  
 栃木県南部地域の公共図書館が参加する、図書館同士の連携・情報共有を目的とした協議組織です。研修、共同事業、サービス向上などを行います。栃木県栃木市、下野市、野木町、壬生町、小山市で構成されています。
- **栃木県よろず支援拠点（とちぎけんよろずしえんきょてん）（P41）**  
 中小企業や個人事業主を対象に、経営全般の無料相談を行う公的支援機関で、地域連携や産業支援等に対応しています。
- **ブックトーク（ぶくくとーく）（P27）**  
 本の内容や魅力を短時間で紹介し、読書意欲を高める活動です。学校や図書館で行われ、複数の本をテーマごとに紹介しています。
- **リーディングトラッカー（リーでいんぐとらっかー）（P39）**  
 集中して読書をしたい方や、文章を読めない・読みにくいと感じている方の読書を補助するための道具です。文章を読むときに両隣の行の文字を隠し、読みたい行に集中して読み進めることができます。



# 小山市読書活動推進計画

令和8(2026)年3月

---

発 行 小山市・小山市教育委員会  
編 集 小山市立中央図書館  
〒323-0807 小山市城東1-19-40  
電 話 0285-21-0753  
F A X 0285-21-0755  
U R L <https://library.city.oyama.tochigi.jp/>





